

令和2年度 中央区地域包括支援センター 運営協議会

次 第

I 日 時 令和2年8月18日（火）13時30分～15時

II 場 所 中央区役所 3階 A会議室

III 運営協議会次第

1 開 会

2 定足数の確認

3 議 題

- (1) 令和元年度中央区内あんしんすこやかセンターの運営状況 …… 資料1
- ① 各センターの月別報告書
- ② 地域ケア会議について
- ③ あんしんすこやかセンター連絡会等の実施状況

- (2) 令和2年度あんしんすこやかセンター事業計画について …… 資料2

- (3) 介護予防ケアマネジメント対象者が要介護状態となった
場合の取り扱いについて …… 資料3

- (4) 令和2年度あんしんすこやかセンター公募について …… 資料4
…… 資料5

- (5) 区運営協議会における報告事項の見直しについて

(以下非公開)

- (6) 特定事業所へのサービス集中率について …… 別冊資料1

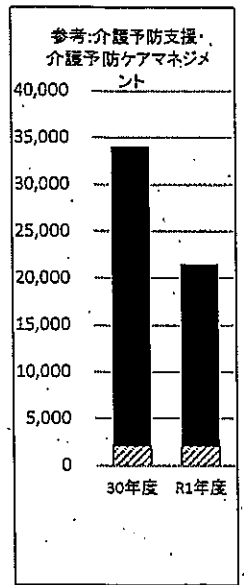
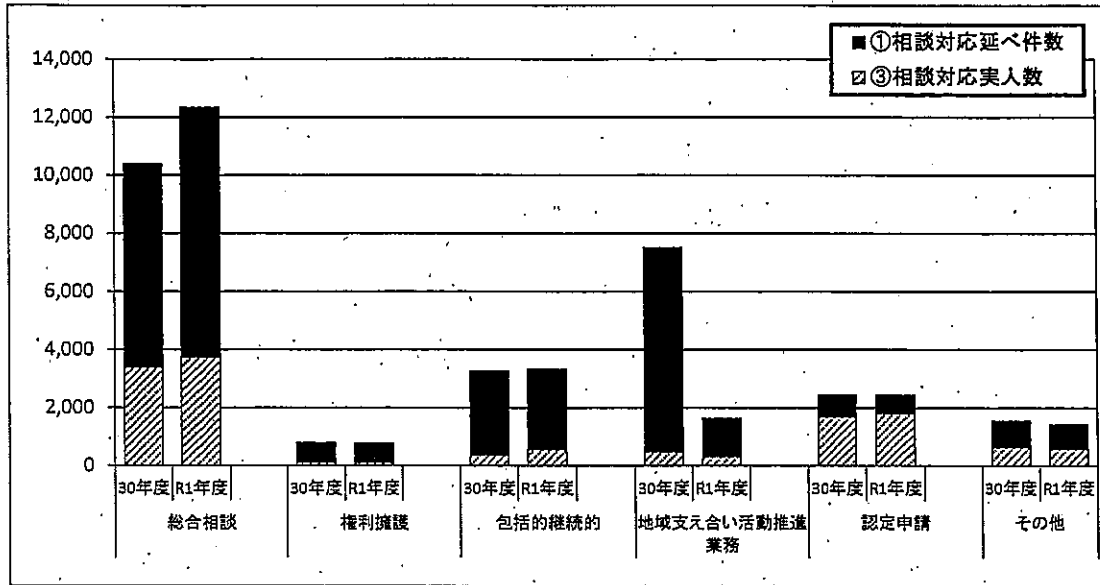
- (7) 地域包括ケア充実のための事業目標について …… 別冊資料2

4 閉 会

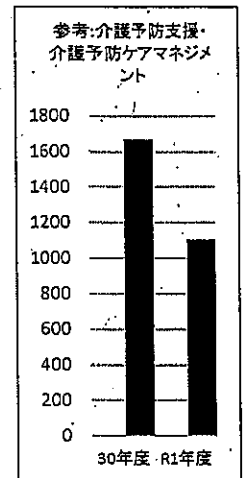
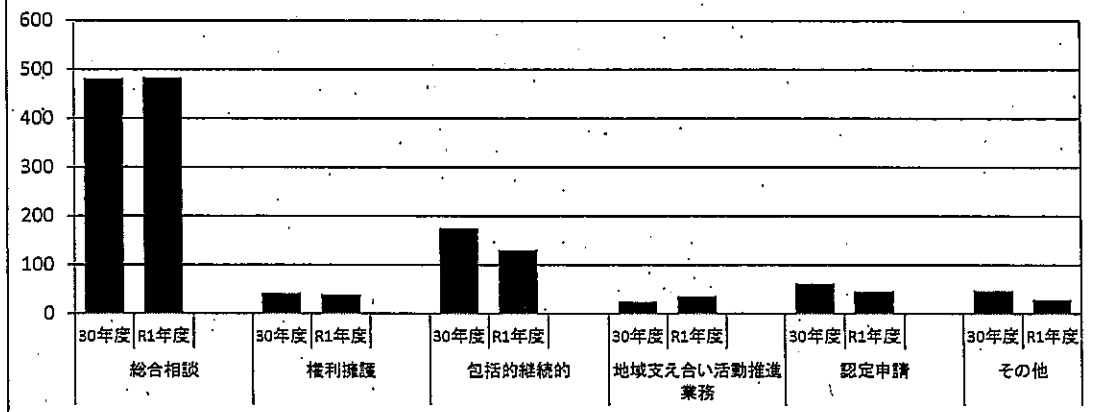
令和元年度 実績報告書(中央区)

1. 相談対応実績件数及び人数

※「1.相談対応実績件数及び人数」の「介護予防支援・介護予防ケアマネジメント」に計上していた介護予防ケアマネジメントにかかるモニタリングやサービス担当者会議の実施回数は、R1年度より「4.介護予防ケアマネジメント」に計上するよう変更。



②うち時間外対応件数



	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント支援		その他	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		措置	高齢者虐待	消費者被害		ケアマネジメント支援	困難事例対応				
電話	5,145	528	930	532	184	15	12,789	84	3	400	12	1,001	914	259	513	979	24,288
うち時間外対応	235	17	45	21	7	0	729	0	0	26	2	41	53	7	8	21	1,212
来所	1,399	106	263	60	87	23	993	18	1	32	1	500	109	168	554	98	4,412
うち時間外対応	61	4	9	1	0	4	40	1	0	3	0	12	2	1	19	3	160
訪問	1,170	113	306	635	110	41	6,479	36	0	70	6	208	375	195	1,254	225	11,222
うち時間外対応	34	2	6	7	4	0	250	1	0	6	0	3	7	1	16	4	341
その他	513	28	75	61	19	1	1,231	13	0	98	6	111	122	1,015	124	124	3,541
うち時間外対応	18	0	6	2	0	0	87	0	0	1	0	4	9	27	3	2	159
①相談対応延べ件数	8,227	775	1,574	1,288	400	80	21,492	151	4	400	24	1,520	1,520	1,637	2,445	1,428	49,463
前年度比	6%	-2%	-	-15%	35%	11%	-37%	-3%	300%	0%	-56%	2%	3%	-78%	0%	-9%	-28%
1圏域あたり(件)	1,175	111	225	184	57	11	3,070	22	1	86	3	260	217	234	348	204	6,209
②うち時間外対応件数	348	23	66	31	7	4	1,106	2	0	36	2	60	71	36	46	30	1,672
前年度比	0%	-23%	-	-65%	-15%	100%	-34%	-50%	-	-5%	100%	-47%	15%	44%	-28%	-38%	-25%
1圏域あたり(件)	50	3	9	4	2	1	158	0	0	5	0	9	10	5	7	4	267
③相談対応実人数	2,420	277	437	376	178	56	8,100	42	1	52	17	395	162	308	1,800	565	-
前年度比	-8%	16%	-	-11%	73%	10%	0%	-2%	0%	-13%	-23%	40%	82%	-36%	7%	-9%	-
1圏域あたり(人)	346	40	62	54	25	8	300	6	0	7	2	56	23	44	257	84	-

※「うち時間外対応件数」とは、センターの開設時間外(休日、祝日を含む)に受付・対応した件数
※R1年度より総合相談支援のうち、「認知症に関する相談」を追加

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	8	0	2	1	3	14
実人数	8	0	2	1	3	14

3. 広報啓発・緊急対応

実施内容		令和元年度	前年度比	1圏域あたり
広報・啓発	対象人数	14,089 件	-18.7%	2,012.7 件
緊急対応件数(事故対応等)	件数	9 件	-30.8%	1.3 件

4. 介護予防ケアマネジメント

	モニタリング	サービス担当者会議
回数	14,397	2,182

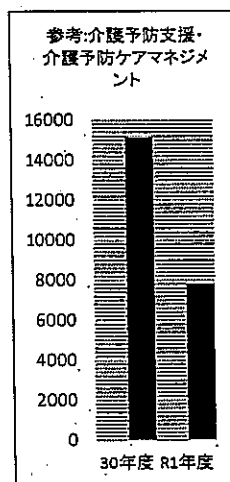
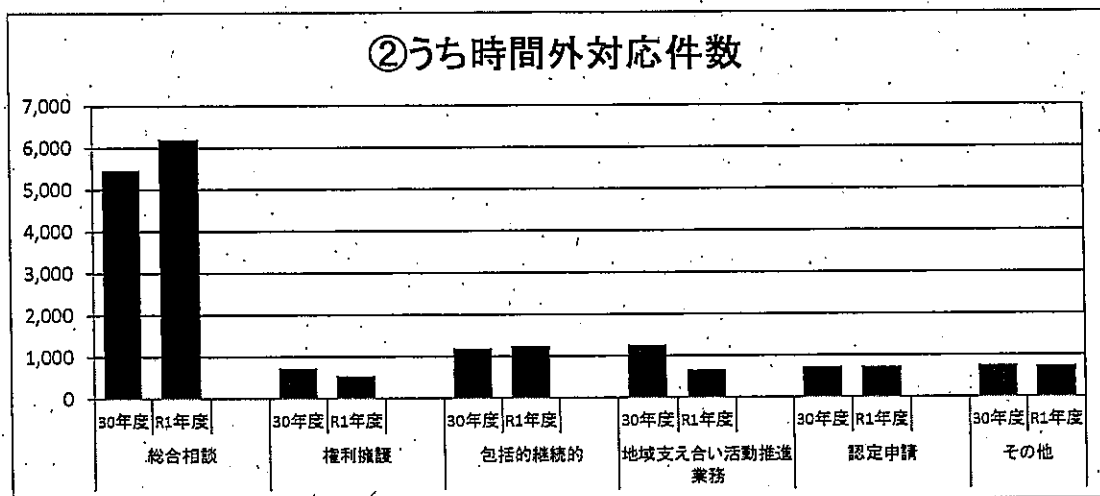
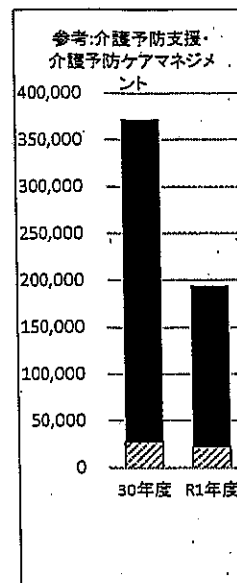
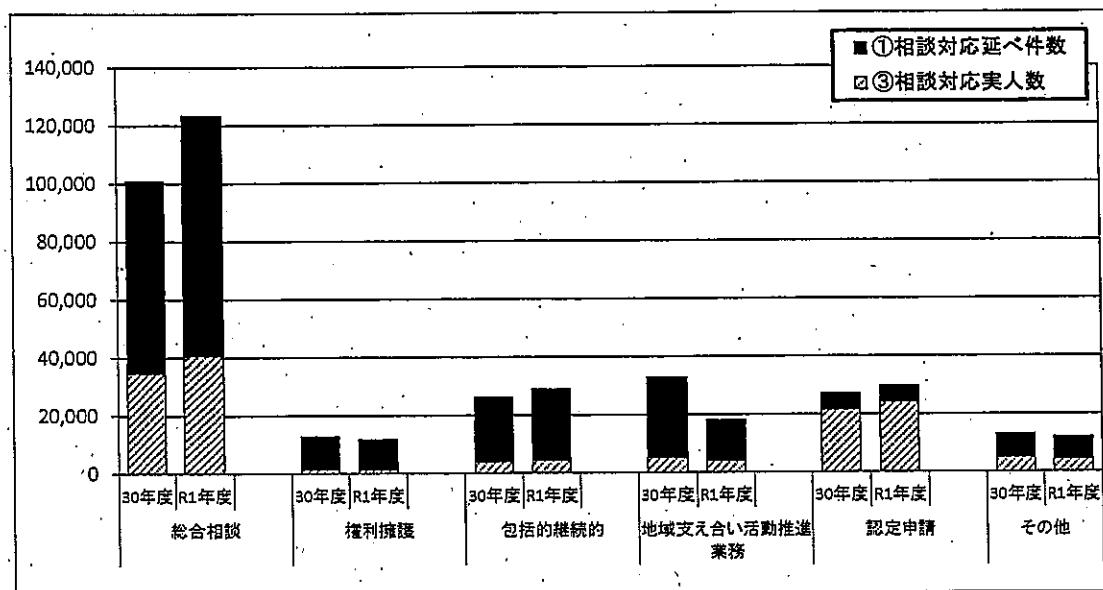
5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

実施内容		令和元年度	前年度比	1圏域あたり
地域ケア会議	開催数	11 件	-35.3%	1.6 件
	参加人数	314 人	-38.2%	44.9 人
	(内訳)協議体開催数	4 件	-42.9%	0.6 件
地域ケア会議打ち合わせ	開催数	53 件	15.2%	7.6 件
	参加人数	225 人	-10.0%	32.1 人
自センター主催の会議等	開催数	66 件	-60.7%	9.4 件
	参加人数	807 人	-71.2%	115.3 人
小地域支え合い連絡会	開催数	93 件	1.1%	13.3 件
	参加人数	976 人	30.8%	139.4 人
行政等主催の会議等	開催数	497 件	-19.7%	71.0 件
	参加職員数	736 人	-9.0%	105.1 人
地域主催の会議等	開催数	363 件	-23.9%	51.9 件
	参加職員数	856 人	-19.1%	122.3 人
ケアマネ等研修会	開催数	55 件	5.8%	7.9 件
	参加人数	409 人	-15.3%	58.4 人
介護リフレッシュ教室	開催数	28 件	-17.6%	4.0 件
	参加人数	327 人	0.0%	46.7 人
運営推進会議	開催数	55 件	-27.6%	7.9 件
	参加職員数	83 人	-48.4%	11.9 人
研修	回数	165 件	-31.0%	23.6 件
	受講職員数	193 人	-44.4%	27.6 人
住民主体活動の後方支援	参加回数	162 件	-	23.1 件
	参加職員数	237 人	-	33.9 人
他機関との連絡調整	件数	8,923 件	-13.8%	1274.7 件

令和元年度 実績報告書(全市)

1. 相談対応実績件数及び人数

※「1.相談対応実績件数及び人数」の「介護予防支援・介護予防ケアマネジメント」に計上していた介護予防ケアマネジメントにかかるモニタリングやサービス担当者会議の実施回数は、R1年度より「4.介護予防ケアマネジメント」に計上するよう変更。



	総合相談支援						介護保険 地域外サービス	権利擁護				包括的・継続的 ケアマネジメント		地域支え合い活動 推進業務	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険 地域外サービス	基本チェックリスト		成年・後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害	ケアマネ、ジメント支援	困難事例対応				
電話	42,729	5,426	10,814	7,974	1,579	117	120,459	1,083	126	5,203	224	11,150	7,680	5,335	4,306	7,288	231,673
うち時間外対応	2,233	189	514	499	107	1	5,395	28	3	289	12	432	372	201	142	537	10,954
来所	13,109	1,174	2,656	1,051	840	293	6,625	234	7	495	21	1,806	850	1,285	8,208	1,564	40,218
うち時間外対応	855	83	155	69	54	16	274	15	0	39	0	88	39	26	275	94	2,082
訪問	11,532	875	4,075	8,664	1,106	686	56,369	437	44	1,529	97	2,034	2,816	5,768	15,442	1,959	113,433
うち時間外対応	490	26	155	311	54	31	1,639	9	3	86	3	68	107	152	289	70	3,491
その他	2,925	608	1,678	3,198	322	32	10,841	263	27	1,973	64	1,407	1,313	5,535	1,844	1,287	33,317
うち時間外対応	163	10	80	95	13	2	492	4	0	56	1	77	57	295	33	44	1,432
①相談対応延べ件数	70,295	8,083	19,223	20,687	3,847	1,128	134,294	1,397	204	9,200	406	16,397	12,659	18,123	29,800	12,098	418,641
前年度比	0%	23%	-	-1%	30%	6%	-48%	-5%	-23%	-7%	-20%	14%	7%	-45%	9%	-7%	-29%
1圏域あたり(件)	901	104	246	268	49	14	2,491	26	3	118	5	210	162	232	382	155	5,367
②うち時間外対応件数	3,741	308	814	974	228	50	7,900	56	6	470	16	563	575	674	738	745	17,951
前年度比	-6%	14%	-	-12%	68%	56%	-49%	-41%	-75%	-21%	-36%	8%	-1%	-47%	1%	-3%	-29%
1圏域あたり(件)	48	4	12	12	3	1	100	1	0	6	0	9	7	9	9	10	231
③相談対応実人数	24,199	2,498	4,674	6,633	779	909	22,432	390	36	651	213	3,348	1,051	3,985	24,213	4,313	-
前年度比	-5%	18%	-	11%	49%	9%	-20%	-5%	-29%	-14%	-8%	14%	6%	-24%	13%	-13%	-
1圏域あたり(人)	310	32	60	85	23	12	286	5	0	8	3	43	13	51	310	55	-

※「うち時間外対応件数」とは、センターの開設時間外(休日、祝日を含む)に受付・対応した件数
 ※R1年度より総合相談支援のうち、「認知症に関する相談」を追加

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	68	50	45	3	15	181
実人数	53	46	45	3	15	162

3. 広報啓発・緊急対応

実施内容	令和元年度	前年度比	1圏域あたり
広報・啓発	対象人数 236,343 件	1.1%	3,030.0 件
緊急対応件数(事故対応等)	件数 163 件	5.2%	2.1 件

4. 介護予防ケアマネジメント

	モニタリング	サービス拒当者会議
回数	205,335	27,495

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

実施内容	令和元年度	前年度比	1圏域あたり
地域ケア会議	開催数 244 件	-16.7%	3.1 件
	参加人数 4,809 人	-24.5%	61.7 人
	(内訳)協議体開催数 112 件	-16.4%	1.4 件
地域ケア会議打ち合わせ	開催数 341 件	-14.8%	4.4 件
	参加人数 1,229 人	-29.1%	15.8 人
自センター主催の会議等	開催数 648 件	-47.2%	8.3 件
	参加人数 8,850 人	-49.1%	113.5 人
小地域支え合い連絡会	開催数 656 件	-10.7%	8.4 件
	参加人数 7,041 人	-10.6%	90.3 人
行政等主催の会議等	開催数 3,893 件	-19.5%	49.9 件
	参加職員数 5,183 人	-20.5%	66.4 人
地域主催の会議等	開催数 6,558 件	9.0%	84.1 件
	参加職員数 9,460 人	6.0%	121.3 人
ケアマネ等研修会	開催数 311 件	-12.4%	4.0 件
	参加人数 3,294 人	-11.7%	42.2 人
介護リフレッシュ教室	開催数 390 件	-11.0%	5.0 件
	参加人数 3,722 人	-11.0%	47.7 人
運営推進会議	開催数 1,232 件	-17.5%	15.8 件
	参加職員数 1,348 人	-20.0%	17.3 人
研修	回数 2,137 件	-26.1%	27.4 件
	受講職員数 3,400 人	-29.9%	43.6 人
住民主体活動の後方支援	参加回数 1,523 件	-	19.5 件
	参加職員数 2,366 人	-	30.3 人
他機関との連絡調整	件数 68,226 件	-18.1%	874.7 件

月別実績報告書 その1

(R1年度年間)

1. 相談対応実績件数及び人数(新規を含む)

	総合相談支援				権利保護				介護予防支援 介護予防ケア マネジメント	困難事例 対応	地域 支え合い 活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・ 退所相談	認知症に 関する相談	介護保険 外サービス	基本 チェックリスト	成年 後見制度	措置	高齢者 虐待	消費者 被害	知的障害 ケアマネジメント	地域 支え合い 活動	認定申請	その他	合計
電話	5,145	528	930	532	184	84	3	400	12	1,001	914	513	979	24,268
うち時間外対応	235	17	45	21	7	0	0	26	2	41	53	8	21	1,212
来所	1,399	106	253	60	87	18	1	32	1	500	109	554	98	4,412
うち時間外対応	61	4	9	1	0	1	0	3	0	12	2	19	3	160
訪問	1,170	113	306	635	110	36	0	70	5	208	375	1,254	225	11,222
うち時間外対応	34	2	6	7	4	1	0	6	0	3	7	16	4	341
その他	513	28	75	61	19	13	0	98	6	111	122	124	124	3,541
うち時間外対応	18	0	6	2	0	0	0	1	0	4	9	3	2	153
合計	8,227	1,775	1,514	1,288	400	151	4	600	24	1,820	1,520	2,445	1,426	43,463
うち時間外対応	346	23	66	31	11	2	0	36	2	60	71	46	30	1,872
実人数	2,420	277	437	376	178	42	1	52	17	395	162	1,800	566	9,207

2. 苦情件数(再掲)

センター	えがお の窓口	サービス事 業者	介護保険 制度全般	その他	合計
延件数	8	0	2	1	3
実人数	8	0	2	1	11

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	2,763	対象人数	14,089
(内訳)介護予防普及啓 発に該当するもの	回数	741	対象人数	5,657
緊急対応件数(事故対応等)	件数	9		

4. 介護予防ケアマネジメント

類型	管理数	うち新規数	うち継続数	委託数のうち 新規数
従来型	638	13	625	232
簡易型	162	4	158	44
セルフ型	0	0	0	0
介護予防支援	1,289	29	1,260	534
モニタリング	回数	14,397	サービス担当者会議	回数
				2,162

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	11	0	314
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	4		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	53	0	225
自センター主催の会議等	会議数	66	0	807
小地域支え合い連絡会	開催数	93	0	976
行政等主催の会議等	会議数	497	0	736
地域主催の会議等	会議数	363	0	856
ケアマネ等研修会	開催数	55	0	408
介護リフレッシュ教室	開催数	28	0	327
運営推進会議	開催数	55	0	181
研修	回数	165	0	193
住民主体活動の後方支援	参加回数	162	0	237
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	8,923		
(内数)ケース検討会	開催数	161		

月別実績報告書 その1

(R1年度年間)

1. 相談対応実績件数及び人数 (新規を含む)

	総合相談支援					権利擁護				介護予防ケア マネージャ	加齢・福祉 ケアマネ	困難事例 対応	地域 支え合い 活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・ 退所相談	認知症に 関する相談	実態把握	介護保険 外サービス	基本 チェックリスト	成年 後見制度	措置	高齢者 虐待	消費者 被害						
電話	157	15	32	10	4	0	812	2	0	17	2	23	5	8	32	1,136
うち時間外対応	1	0	0	0	0	0	10	0	0	1	0	0	0	0	0	12
来所	41	7	8	0	1	0	11	0	0	1	1	2	1	52	1	126
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問	232	17	35	33	23	9	817	5	0	0	1	28	11	205	41	1,400
うち時間外対応	2	0	0	0	2	0	22	1	0	0	0	0	0	2	4	33
その他	9	1	1	1	0	0	73	0	0	-1	0	0	0	13	2	103
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5
合計	439	40	76	44	28	1	1,713	7	0	9	4	53	17	278	76	2,047
うち時間外対応	3	0	0	0	2	0	37	0	0	1	0	0	0	2	1	50
うち新規人数	127	9	28	17	13	7	269	4	0	4	4	24	2	246	19	778

2. 苦情件数(再掲)

センター	えがお の窓口	サービス事 業者	介護保険 制度全般	その他	合計
延件数	1	0	0	0	1
実人数	1	0	0	0	1

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	対象人数	1,557
(内数)介護予防普及啓 発に該当するもの	回数	対象人数	86
緊急対応件数(事故対応等)	件数		3

4. 介護予防ケアマネジメント

類型	管理数	うち新規数	うち継続数	委託数 うち新規数	委託数のう ち新規数
総合事業のサービスのみのみ					
従来型	151	1	150	53	0
簡易型	20	0	20	70	0
セルフ型	20	0	20	0	2
予防給付					
介護予防支援	160	1	159	165	2
モニタリング	回数	1,892	サービス担当者会議	回数	311

セルは合計数ではなく、当該年度の3月の数値が入っています。

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	参加人数	0
(内数)協議体機能有するもの	開催数	0	0
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	0	0
自センター主催の会議等	会議数	4	50
小地域支え合い連絡会	開催数	9	67
行政等主催の会議等	会議数	62	79
地域主催の会議等	会議数	34	42
ケアマネ等研修会	開催数	5	27
介護リフレッシュ教室	開催数	4	39
運営推進会議	開催数	0	0
研修	回数	19	19
住民主体活動の後方支援	参加回数	7	10
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	1,029	0
(内数)ケース検討会	開催数	1	0

月別実績報告書 その1

(R1年度年間)

1. 相談対応実績件数及び人数 (新規を含む)

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）																				
	総合相談支援										権利擁護				困難事例 対応	地域 支え合い 活動	認定申請	その他	合計	
	介護相談	入所・ 通所相談	認知症に 関する相談	実態把握	介護保険 外サービス	基本 チェックリスト	介護予防支援・ 介護予防ケア マネジメント				措置			高齢者 虐待						消費者 被害
							成年 後見制度	措置	高齢者 虐待	消費者 被害										
電話	1,570	227	206	46	52	0	1,600	14	3	101	1	167	133	54	108	358	4,640			
うち訪問対応	109	9	21	4	5	0	499	0	0	15	0	4	5	0	6	4	561			
来所	428	46	61	13	31	7	238	8	1	16	0	57	42	6	168	23	1,145			
うち訪問対応	32	2	3	0	0	3	34	1	0	1	0	2	1	0	8	2	69			
訪問	184	20	42	99	18	12	631	11	0	11	1	18	42	24	229	6	1,348			
うち訪問対応	11	1	2	4	0	0	159	0	0	1	0	0	0	0	9	0	106			
その他	288	10	17	10	6	1	205	4	0	18	0	28	20	26	49	27	709			
うち訪問対応	11	0	0	0	0	0	37	0	0	0	0	0	1	0	1	0	50			
合計	2,470	303	326	168	107	20	2,974	37	4	146	2	270	237	110	554	414	7,942			
うち訪問対応	163	12	26	8	5	3	276	1	0	17	0	6	6	0	24	6	1,006			
実人数	838	122	131	77	53	20	279	19	1	17	2	99	19	26	396	345	2,444			

2. 苦情件数(再掲)

センター	えがお の窓口	サービス事 業者	介護保険 制度全般	その他	合計
延件数	0	0	2	1	3
実人数	0	0	2	1	3

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	対象人数	1,854
(内数)介護予防普及啓 発に該当するもの	回数	対象人数	454
緊急対応件数(事故対応等)	件数	1	

4. 介護予防ケアマネジメント

類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち 新規数
総合事業のサービスのみ	106	1	105	74	2
従来型	106	1	105	74	2
簡易型	18	0	18	6	0
セルフ型	20	0	20	6	0
介護予防支援	11	0	11	7	2
予前給付	回数	3,986	サービス担当者会議	回数	599
モニタリング					

セルは合計数ではなく、当該年度の3月の数値が入っています。

月別実績報告書 その1

(R1年度年間)

1. 相談対応実績件数及び人数 (新規を含む)

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）																				
	総合相談支援										介護予防支援 介護予防ケア マネジメント	権利擁護				困難事例 対応	地域 支え合い 活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・ 退所相談	認知症に 関する相談	実態把握	介護保険 外サービス	基本 チェックリスト	成年・ 後見制度	措置	高齢者 虐待	消費者 被害										
電話	828	0	65	77	2	0	1,412	0	0	1	207	29	67	0	0	2,686	0	2,686		
うち時間外対応	18	0	2	1	0	0	35	0	0	0	2	3	0	0	0	61	0	61		
来所	295	0	93	16	1	2	425	0	0	0	360	7	139	26	2	1,366	2	1,366		
うち時間外対応	9	0	3	1	0	1	4	0	0	0	3	1	1	0	0	23	0	23		
訪問	178	1	47	73	2	0	819	0	0	0	40	49	68	142	1	1,420	1	1,420		
うち時間外対応	3	0	0	0	0	0	19	0	0	0	3	1	1	0	0	27	0	27		
その他	24	0	2	18	0	0	84	0	0	0	17	14	683	0	0	842	0	842		
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1		
合計	1,325	1	207	184	5	2	2,740	0	0	1	624	99	957	166	3	5,316	3	5,316		
うち時間外対応	30	0	6	2	0	1	58	0	0	0	8	5	3	0	0	12	0	12		
実人数	154	1	7	22	2	2	158	0	0	1	39	6	213	152	2	759	2	759		

2. 苦情件数(再掲)

センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	対象人数	3,321
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	対象人数	1,026
緊急対応件数(事故対応等)	件数	0	

4. 介護予防ケアマネジメント

類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち新規数
従来型	16	1	15	6	1
簡易型	16	0	16	2	0
セルフ型	10	0	10	0	0
介護予防支援	101	1	100	12	0
モニタリング	回数 1,699	サービス担当者会議	回数	164	

セルは合計数ではなく、当該年度の3月の数値が入っています。

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	1	参加人数	7
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	1		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	2	参加人数	8
自センター主催の会議等	会議数	0	参加人数	0
小地域支え合い連絡会	開催数	23	参加人数	263
行政等主催の会議等	会議数	57	参加人数	67
地域主催の会議等	会議数	0	参加人数	0
ケアマネ研修会	開催数	8	参加人数	33
介護リフレッシュ教室	開催数	4	参加人数	34
運営推進会議	開催数	0	参加人数	0
研修	回数	12	受講職員数	12
住民主体活動の後方支援	参加回数	3	参加職員数	7
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	871		
(内数)ケース検討会	開催数	0		

月別実績報告書 その1

(R1年度年間)

1. 相談対応実績件数及び人数 (新規を含む)

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）	総合相談支援										権利保護				困難事例 対応	地域 支え合い 活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・ 退所相談	認知症に 関する相談	実態把握	介護保険 外サービス	基本 チェックリスト	介護予防ケア マネジメント				高齢者 虐待		消費者 被害						
							成年 後見制度	措置	高齢者 虐待	消費者 被害									
電話	1,090	102	304	215	58	0	2,301	16	0	88	7	376	558	77	145	91	5,428		
うち時間外対応	101	7	18	14	1	0	173	0	0	6	2	35	44	7	2	15	425		
来所	208	17	37	5	19	0	64	3	0	9	0	32	30	3	98	5	530		
うち時間外対応	17	1	3	0	0	0	2	0	0	1	0	7	0	0	5	1	31		
訪問	265	28	92	114	38	0	1,010	9	0	21	2	58	167	7	232	12	2,055		
うち時間外対応	18	1	3	2	0	0	51	0	0	2	0	0	6	0	4	0	97		
その他	72	6	34	20	6	0	221	2	0	28	5	56	71	285	28	11	846		
うち時間外対応	7	0	6	2	0	0	44	0	0	1	0	4	8	26	2	2	102		
合計	1,635	153	487	354	121	0	3,596	30	0	146	14	522	926	372	503	119	8,858		
うち時間外対応	143	9	20	18	1	0	270	0	0	10	2	46	58	33	13	8	651		
実人数	459	59	140	90	47	0	387	6	0	10	7	145	100	20	292	41	1,803		

2. 苦情件数(再掲)

センター	えがね の窓口	サービス事 業者	介護保険 制度全般	その他	合計
延件数	5	0	0	0	5
実人数	5	0	0	0	5

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	対象人数	1,169
(内数)介護予防普及啓 発に該当するもの	回数	対象人数	217
緊急対応件数(事故対応等)	件数		0

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスの み	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち 新規数
	従来型	92	2	90	90	2
	簡易型	37	1	36	36	1
	セルフ型	10	0	10	10	0
予防給付	介護予防支援	176	13	163	163	12
モニタリング	回数	2,024	サービス担当者会議	回数	306	

セルは合計数ではなく、当該年度の3月の数値が入っています。

センター番号:	22
センター名:	三宮あんしんすこやかセンター

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	参加人数	47
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	0	
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	6	19
自センター主催の会議等	会議数	1	32
小地域支え合い連絡会	開催数	12	88
行政等主催の会議等	会議数	79	112
地域主催の会議等	会議数	126	205
ケアマネ研修会	開催数	8	53
介護リプレッシュ教室	開催数	4	29
運営推進会議	開催数	9	14
研修	回数	25	28
住民主体活動の後方支援	参加回数	21	34
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	2,967	
(内数)ケース検討会	開催数	67	

月別実績報告書 その1

(R1年度年間)

1. 相談対応実績件数及び人数 (新規を含む)

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）																				
	総合相談支援										介護予防支援・ 介護予防ケア マネジメント	権利擁護				困難事例 対応	地域 支え合い 活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・ 退所相談	認知症に 関する相談	実態把握	介護保険 外サービス	養老 施設	成年 後見制度	措置	高齢者 虐待	消費者 被害										
電話	274	53	103	109	8	0	3,361	1	0	50	0	34	53	0	27	223	4,296			
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
来所	88	3	14	7	5	0	80	0	0	2	0	5	8	0	72	29	313			
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
訪問	108	10	37	160	1	5	2,015	1	0	26	0	20	44	48	148	123	2,746			
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
その他	15	8	16	9	2	0	317	1	0	17	0	1	13	6	19	53	477			
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
合計	465	74	170	245	16	5	5,773	3	0	95	0	60	118	54	266	428	7,832			
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
実人数	229	18	40	49	8	4	637	1	0	6	0	25	12	16	240	69	1,354			

2. 苦情件数(再掲)

センター	えがおの窓口	サードパーティ	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	対象人数	2,478
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	対象人数	1,797
緊急対応件数(薄紙対応等)	件数		0

4. 介護予防ケアマネジメント

類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち新規数
総合事業のサービスのみ	104	4	100	118	1
従来型	104	4	100	118	1
簡易型	22	0	22	26	0
セルフ型	10	0	10	0	0
介護予防支援	235	3	232	10	0
予防給付	回数	1,051	サービス担当者会議	回数	292
モニタリング					

セルは合計数ではなく、当該年度の3月の数値が入っています。

月別実績報告書 その1

(R1年度年間)

1. 相談対応実績件数及び人数 (新規を含む)

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）																			
	介護相談	入所・ 退所相談	認知症に 関する相談	実態把握	総合相談支援			介護予防ケア マネジメント マネジメント	権利保護				困窮事例 対応	地域 支え合い 活動	認定申請	その他	合計		
					介護保険 外サービス	基本 チェックリスト	基本 チェックリスト		成年 後見制度	措置	高齢者 虐待	消費者 被害							
電話	727	42	102	14	12	0	3,076	2	0	95	1	23	28	21	1	234	3,378		
うち時間外対応	2	0	1	2	0	0	7	0	0	4	0	0	0	0	0	0	16		
来所	128	9	21	5	2	0	115	1	0	2	0	10	5	5	40	23	366		
うち時間外対応	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1		
訪問	93	3	16	54	2	3	988	1	0	7	1	4	6	2	119	24	1,323		
うち時間外対応	0	0	1	1	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	5		
その他	95	1	3	1	2	0	320	0	0	31	1	4	1	9	6	28	502		
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
合計	1,043	55	142	74	18	3	4,493	4	0	35	3	4	40	37	166	309	6,663		
うち時間外対応	3	0	2	3	0	0	7	0	0	7	0	0	0	0	0	0	22		
実人数	318	19	44	59	13	3	194	4	0	9	3	14	6	18	158	85	947		

2. 苦情件数 (再掲)

センター	えがおの窓口	サービスマネージャー	介護保険 制度全般	その他	合計
延件数	2	0	0	0	2
実人数	2	0	0	0	2

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	対象人数	1,593
(内数) 介護予防普及啓発 策に該当するもの	回数	対象人数	865
緊急対応件数 (事故対応等)	件数	5	

4. 介護予防ケアマネジメント

類型	管理数	うち新規数	うち継続数	委託数のうち 新規数
総合事業のサービスのみのみ				
従来型	169	2	2	2
簡易型	12	1	1	1
セルフ型	0	0	0	0
介護予防支援	20	7	13	5
予防給付	回数	1,759	サービスマネージャー会議	回数
モニタリング	回数	248		

セルは合計数ではなく、当該年度の3月の数値が入っています。

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	参加人数	75
(内数) 協議機能をもつもの	開催数	1	
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	1	参加人数
自センター主催の会議等	開催数	4	参加人数
小地域支え合い連絡会	開催数	11	参加人数
行政等主催の会議等	開催数	93	参加人数
地域主催の会議等	開催数	61	参加人数
ケアマネ等研修会	開催数	12	参加人数
介護リフレッシュ教室	開催数	4	参加人数
運営推進会議	開催数	5	参加人数
研修	回数	31	受講職員数
住民主体活動の後方支援	参加回数	10	参加職員数
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	824	
(内数) ケース検討会	開催数	23	

月別実績報告書 その1

(R1年度年間)

センター番号:	25
センター名:	港島あんしんすこやかセンター

1. 相談対応実績件数及び人数 (新規を含む)

	総合相談支援										介護予防支援 介護予防ケア マネージャー	権利擁護				包括的・継続的 ケアマネジメント	困難事例 対応	地域 支え合い 活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・ 退所相談	認知症に 関する相談	実態把握	介護保険 外サービス	基本 チェックリスト	成年 後見制度	措置	高齢者 虐待	消費者 被害											
電話	499	89	118	61	48	15	227	49	0	49	0	171	96	35	224	41	1,722				
うち訪問対応	4	1	3	0	1	0	5	0	0	0	0	0	1	0	0	2	17				
来所	211	24	29	14	28	14	60	6	0	2	0	34	15	14	98	15	504				
うち訪問対応	2	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	6	0	10				
訪問	110	34	37	102	26	12	199	9	0	5	0	40	44	35	179	18	1,860				
うち訪問対応	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3				
その他	10	2	2	2	3	0	11	6	0	3	0	5	1	6	9	3	63				
うち訪問対応	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1				
合計	1,830	149	186	179	105	41	497	70	0	59	0	250	196	90	610	77	3,199				
うち訪問対応	6	2	3	0	3	0	8	0	0	1	0	0	0	0	7	2	31				
実人数	295	49	47	62	42	20	176	8	0	6	0	49	14	13	316	25	1,722				

2. 苦情件数(再掲)

センター	えがお の窓口	サービス事 業者	介護保険 制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	1	1
実人数	0	0	0	1	1

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	対象人数	2,117
(内数)介護予防普及啓 発に該当するもの	回数	対象人数	1,222
緊急対応件数(事故対応等)	件数		0

4. 介護予防ケアマネジメント

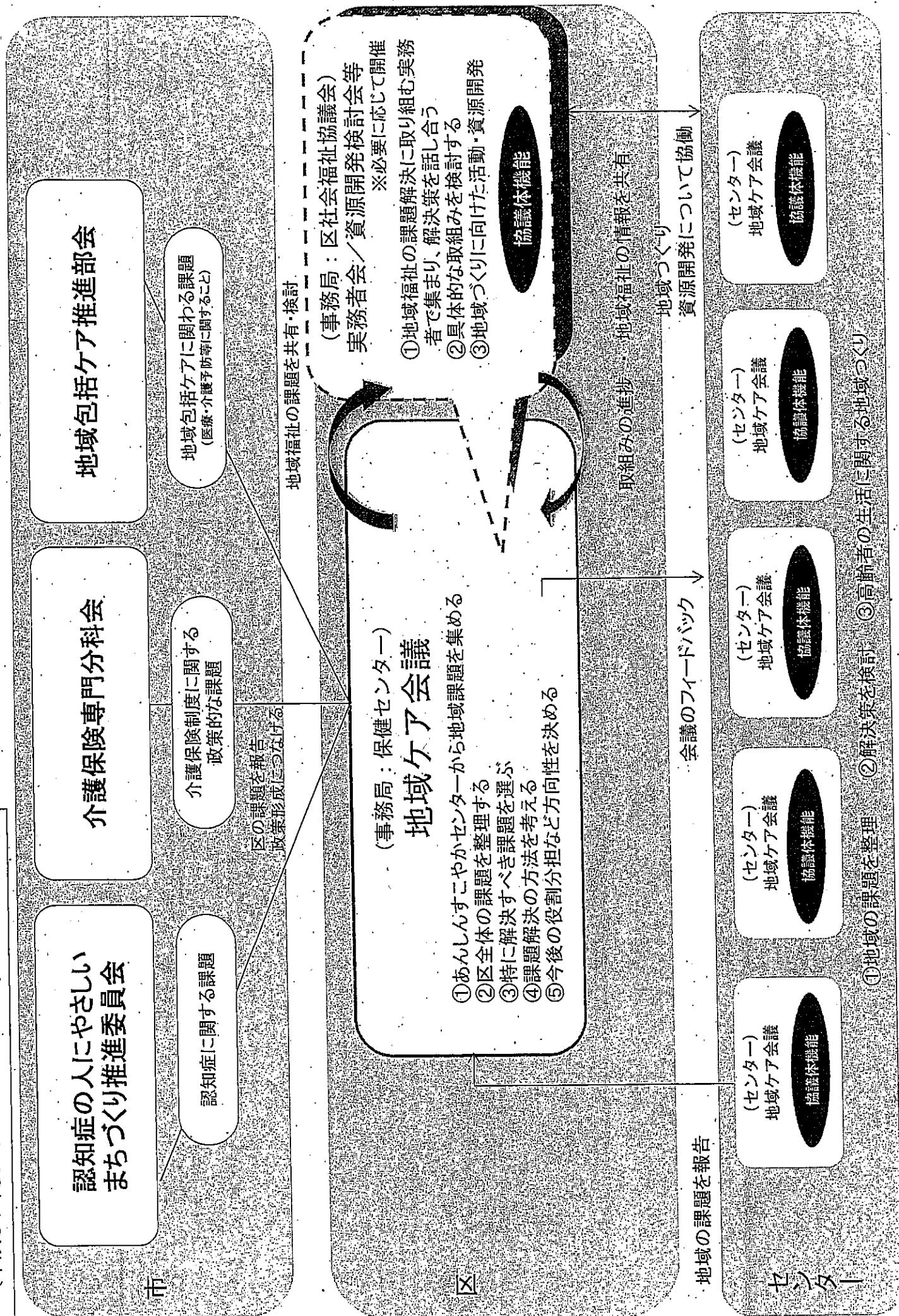
総合事業のサービスのみ	類型	管理数				委託数		委託数のうち 新規数
		うち新規数	うち継続数	うち委託数	うち新規数	うち委託数	うち委託数	
		2	153	155	1	1	1	
予防給付	従来型	2	153	155	1	1	1	1
	簡易型	2	153	155	1	1	1	1
	セルフ型	0	0	0	0	0	0	0
モニタリング	介護予防支援	4	210	214	4	210	214	0
回数	1,976	サービ担当者会議	回数	262				

セルは合計数ではなく、当該年度の3月の数値が入っています。

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	参加人数	90
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	0	
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	13	参加人数 62
自センター主催の会議等	会議数	4	参加人数 47
小地域支え合い連絡会	開催数	11	参加人数 154
行政等主催の会議等	会議数	65	参加職員数 91
地域主催の会議等	会議数	73	参加職員数 113
ケアマネ研修会	開催数	8	参加人数 62
介護リフレッシュ教室	開催数	3	参加人数 41
運営推進会議	開催数	7	参加職員数 3
研修	回数	27	受講職員数 37
住民主体活動の後方支援	参加回数	23	参加職員数 29
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	355	
(内数)ケース検討会	開催数	26	

(平成31年度～) 地域ケア会議と協議体の関係図



令和元年度地域ケア会議実施報告

(1) 概要

地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。

具体的にはあんしんすこやかセンターが主催し、

○医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める

○個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化する。

○共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげる。

(2) 令和元年度について (実績)

① 区地域ケア会議

実施日・参加者	令和元年 12 月 23 日
あんしんすこやかセンターからの課題	平成 30 年度と同様、令和元年度も「認知症」「社会資源情報」「集いの場・ネットワーク」「安心シート・お助けシート・防災」の 4 つの分野の課題が抽出された。
会議の内容	平成 30 年度抽出された 4 つの課題のうち「集いの場・ネットワーク」の課題について意見交換をした。 その結果、「地域の集い場の継続」「地域の担い手不足」等地域活動の中には様々な課題があるので、地域包括システムの実現に向けた仕組みづくりが必要との意見があり、地域ケア会議実務者会による社会資源マップ作りや、区全体での支援の仕組みづくりの検討等を行うことにした。

② あんしんすこやかセンター圏域地域ケア会議

センター	テーマ	開催	区内で共有したい課題
新神戸 (雲中)	認知症高齢者への支援と支援者同士の連携について	3/24 中止	—
春日野 (若菜)	認知症高齢者の早期相談のためにできること	5/30 34 名	・地域で抱え込み、相談が遅れることによって問題が複雑化する傾向にある ・集合住宅は見守りの目が行き届かないため問題が発生しやすい
春日野 (八雲)	高齢者に起こりうる課題と支援について	11/8 22 名	・ライフラインが停止する前に支援者に相談が入るシステムの構築が必要 ・認知症になる前から「困らないための心構え・行動」について継続的な啓発が必要 ・認知症の方の金銭管理ができるシステムが必要（本人の同意が得られず、トラブルになりやすい） ・精神科受診がスムーズにできるシステムづくり

脇の浜	地域の支援者を支える仕組みについて	① 6/17 7名 ② 3/26 中止	・地域行事の継続について、行事主催者側の高齢化がすすみ、なかなか前向きな考えになれず、主催者だけで行事を継続する仕組みを検討していく事は難しい
三宮 (小野柄)	高齢者見守りにおける支援者間の連携について	6/6 15名	・支援者はそれぞれ活動しており、お互い活動内容を情報共有できておらず、見守りネットワークが不十分な状態。今後は参加者の層を増やし、情報交換し合えるシステム構築を目指す
三宮 (北野)	地域の高齢者を支えるまちづくりについて	11/6 39名	・坂道の多いエリアで、外出の機会となる集い場が少ない
元町山手 (諏訪山)	認知症の人を支えるまちづくり	① 7/6 45名 ② 3/21 中止	・認知症の人を特別なものと捉えず同じ地域住民として接していくことが大切 ・日頃からの付き合いを深めていく事で地域から孤立する高齢者を少なくしていく
ハーバーランド (楠北)	認知症高齢者を地域で支える仕組みづくり(個別事例)	9/12 53名	・実際に具体的な役割を依頼することは住民の負担となることが民生委員の意見や実情より把握した ・実際に地域のネットワークを活用して、利用者の支援につなげるためには、今以上の関係構築が必要
ハーバーランド (楠南)	介護予防教室(つどい場)の今後の取組により地域の主体性を引き出す	10/17 34名	・地域住民に主体性を持たせるには、役割の重複、高齢化により難しい現状がある ・参加住民に負担にならない程度の、取り組みを検討しなければ、参加者の意欲低下につながる可能性がある
港島	認知症の人を支えるまちづくり ① 認知症高齢者SOS 声かけ訓練 ② お互い様の精神を意識する ③ 個別事例検討会	① 9/25 28名 ② 12/19 43名 ③ 2/19 29名	・訓練を通じて、実践に至るまでには、訓練を繰り返し実施する必要がある ・参加者に偏りがあり、訓練の必要性を広く理解してもらう必要がある ・男性の居場所づくりが必要 ・認知症についての理解は徐々に深まりつつあるが、在宅で具体的にどのような課題をどうやって解決するかは、まだまだ知られていないことがわかった。そのような場の提供が必要だと感じた

令和元年度あんしんすこやかセンター連絡会の実施状況

開 催 日	内 容	出 席 者	参加人数
4月5日	センター職員情報交換、センター活動報告 区・センター職員紹介、区代表者会報告、その他	社会福祉士 ほかセンター職員	19名
5月10日	センター職員情報交換、センター活動報告 地域ケア会議用課題シート・地域ケア会議計画共有 その他	保健師等 ほかセンター職員	18名
6月7日	センター職員情報交換、センター活動報告 31年度事業計画・目標の共有、その他	主任ケアマネジャー ほかセンター職員	20名
7月5日	センター職員情報交換、センター活動報告 神戸市断酒会からの情報提供、区代表者会報告、その他	地域支え合い推進員 ほかセンター職員	18名
8月10日	センター職員情報交換、センター活動報告 高齢者の消費者被害について、その他	社会福祉士 ほかセンター職員	19名
9月6日	センター職員情報交換、センター活動報告 中央区地域ケア会議の開催について、中央区地域ケア会議実務者会の報告、その他	保健師等 ほかセンター職員	20名
10月4日	センター職員情報交換、センター活動報告 地域ケアネットワーク連絡会および高齢者虐待防止ネットワーク連絡会報告、区代表者会報告、その他	主任ケアマネジャー ほかセンター職員	20名
11月1日	センター職員情報交換、センター活動報告、 くらし支援窓口について、健康づくり続け隊フォローアップ講座について、テーマ別研修の取組について、フレイル・認知症予防教室について、その他	地域支え合い推進員 ほかセンター職員	19名
12月6日	センター職員情報交換、センター活動報告、 高齢者虐待防止ネットワーク研修会（基礎編）の開催報告、フレイル・認知症予防教室について、その他	社会福祉士 ほかセンター職員	20名
1月10日	テーマ別研修発表会、事業計画・目標の進捗について センター活動報告、その他	保健師等 ほかセンター職員	22名
2月7日	センター職員情報交換、センター活動報告 高齢者の消費者被害について、区代表者会報告、その他	主任ケアマネジャー ほかセンター職員	22名
3月6日	センター職員情報交換、センター活動報告、その他	地域支え合い推進員 ほかセンター職員	18名

令和2年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号： 19

あんしんすこやかセンター名： 新神戸あんしんすこやかセンター

運営管理者名： 太田 直樹

令和2年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

運営時間は原則として月曜日から土曜日の午前9時～午後6時とし、祝日も運営する。

日曜日と年末年始（12月29日～1月3日）の休日等運営時間外や方が一のセンター職員不在時の対応は、併設の特別養護老人ホームおよび居宅介護支援事業所設置の総合窓口で行っている。また緊急連絡が必要な場合は、携帯電話にて対応している。運営管理者が携帯電話を常時携帯している。

2. 職員の配置について

・運営管理者兼主任介護支援専門員	1名
・保健師（看護師）	1名
・社会福祉士	1名
・地域支え合い推進員	1名
・その他の職員（プランナー）	2名
・事務補助職員	1名

但し、年度途中で職員の増員（社会福祉士資格もしくはケアマネ資格所持者）を計画している。

3. 総合相談支援業務について

総合介護相談は、電話や来所の他、場合によっては実態把握を兼ねて相談者宅を訪問することや、地域で集まりの場や個別相談会などの方法で行う。介護情報の提供をおこない、介護認定申請の代行手続き、および地域のインフォーマルサービスなどにつなげる。圏域内の高齢者がよく利用する事業所（病院、薬局、理美容店、コンビニやその他小売店、不動産店など）に介護情報、防犯情報などの印刷物を継続して持参し、地域で出張相談会をするなど、あんしんすこやかセンターの周知に努め、地域に根ざし、信頼されるセンターを目指す。

①地域の高齢者が住み慣れた場所で安心して生活を続けていくために、生活や介護の悩みを個人で抱え込むことの無いように、相談しやすいセンターにする。

②相談や実態把握を通して、地域の高齢者の生活状況や生活の困り事を把握する。

③地域の高齢者の悩みに迅速に対応し、適切なサービスや機関につなげることができる様に、近隣の支援者、医療関係者、介護サービス事業者などの関係機関とのネットワークの構築、関係づくりを継続していく。そのために地域の関係事業所への訪問と地域ケア会議の開催をとおして、地域の課題を把握し、共有し、その解決方法を一緒に考える機会を持つ。

④集合住宅集会所や管理組合総会等での相談会開催ができないか働きかけをする。

4. 権利擁護業務について

地域の高齢者が安心して生活ができるよう、迅速に支援が必要な場合にも対応できるように、行政をはじめとする関係機関と連絡・連携をとり、支援体制をつくる。

権利擁護支援が必要なケースを早期に発見することが出来るように情報収集をする。

また、小地域連絡会や給食会・喫茶会、地域福祉センターなど高齢者が集まる場所で、虐待防止や特殊詐欺防止に関する情報提供や啓発活動を継続しておこなう。

また、虐待防止研修を受講して、虐待の防止についてセンター職員の理解がすすめられるようにする。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

圏域内の居宅支援事業所の介護支援専門員等からの個別の相談対応以外に、中央区ケアマネジャー連絡会での情報提供や勉強会などの支援を行う。

ケアマネジャー、サービス事業者が困難事例などの相談を受けた際に、協力して一緒に対応ができる体制・関係をつくる。必要な場合は、地域ケア会議での地域課題として取り上げ、解決方法を検討し、高齢者が住み慣れた場所で生活するための包括的ケアマネジメントおよびネットワークの構築ができるように働きかける。そのため地域情報や最新の介護情報やサービス提供事業所情報等を提供し共有を図る。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

民生委員、地域住民、医療機関、介護事業所等と連携をとり、介護予防が必要な高齢者の把握に努める。高齢者が、目標をもって介護予防・認知症予防・フレイル予防に取り組み、住み慣れた地域で安心して生活ができるように、給食会や喫茶会、高齢者のつどえる場所等の地域資源の利用を自立支援型の介護サービスや計画の提供と作成がはかれるよう、居宅支援事業所のケアマネジャーや各事業所相談員・サービス提供責任者等にも情報を提供し、連携して介護予防マネジメントを行う。介護保険サービスで賄えない部分は、自費サービスの導入なども踏まえた情報提供とケアプラン作成時のアセスメントを行う。

7. 地域支え合い活動推進事業について

民生委員・児童委員協議会、友愛訪問ボランティアや自治会、ふれあいのまちづくり協議会等の他、高齢者見守り事業協力事業所等の関係機関と連携・連絡をとりながら、高齢者の見守り活動を継続する。認知症サポーター店の他、地域の金融機関、薬局、不動産事業所等を始めとする各種事業所や集合住宅管理人室等、高齢者が関係する場所に介護情報等を提供し、地域で高齢者を支えるネットワークの一端を担って頂くように働きかけを継続する。

また、地域住民に対して、介護予防やフレイル予防の啓発をおこない、地域が一体となってこれらの予防活動に取り組む自主活動が生まれるように働きかける。地域の様々な関係機関、NPO、各種活動グループ等に働きかけ、新たな担い手を見つけ、育てることの支援・推進活動に取り組む。

8. 認知症に関する取り組みについて

- ・認知症サポーターのいる店舗・事業所との連携を進め、協力店を増やして安心して暮らせる街づくりを支援する。認知症サポーター店へは、月1回は訪問し、顔の見える関係作りに努める。
- ・認知症や地域ケアに関する情報提供や研修会開催などで、広報・啓発を行う。また、介護リフ

レッシュ教室を開催し、家族間のネットワークができるように支援するほか、圏域内の各種事業所等に開催場所を借りて実施することで、新たなネットワークが構築できるように繋げていく。

- ・認知症理解や予防に関する情報提供を行う機会と共に、地域ケア会議で認知症を理解し、そのケアの方策を考える機会をつくる。

- ・小学4年生対象のキッズサポーター養成講座の受講と、学校関係者やPTAに対して認知症サポーター養成講座を受講を働きかける。

- ・各地区で認知症の方への声掛け訓練が継続実施できるよう、働きかける。

9. 民生委員等地域との連携について

各地区民児協定会や給食会、地域の諸行事などに参加、小地域見守り連絡会や地域ケア会議等を開催する等、民生委員をはじめとして、友愛訪問ボランティア、ふれあいのまちづくり協議会や婦人会、老人会、自治会等、地域の高齢者を支える関係者とのネットワーク構築を図る。地域住民との顔の見えるつながりづくりを継続し、すすめていく。

民生委員や友愛訪問ボランティアからの高齢者に関する連絡には迅速に対応し、実態把握や安否確認のための訪問等を行う。

10. 医療機関との連携について

- ・圏域内の医療機関、地域医療連携室、薬局を定期的（月1回）に訪問し、介護情報や地域情報等を提供し、地域ケア会議開催時は出席依頼をする。

- ・医療・介護の多職種連携の研修会・勉強会に出席参加する。

- ・医師や薬剤師とケアマネジャー、サービス事業者間のネットワークを構築する連絡会や医療に関する勉強会などの機会を持つことができるよう働きかける。

11. その他関係機関との連携について

- ・「住み慣れた地域で生活する」ことができる様に、地域住民やボランティアなどの社会資源の発掘や人材の育成を支援する。

- ・ふれあいのまちづくり協議会や婦人会、老人会、自治会等や地域のNPO法人、各種事業所とも連携していけるよう関係づくりを進める。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

- ・常に公正中立な立場を保ち、相談対応に当たる。必要な場合は専門の相談機関や窓口を紹介する。また、そのための各種事業所情報収集を行う。

- ・利用者自身が自分の生活を選択・決定できるように、各関係機関やサービスを紹介する。そのため、事業所や関係機関、地域資源などに関する情報収集をする。

- ・相談ケースなどで、それぞれの内容や特に困難事例などについて、毎朝のセンター職員のミーティング時に情報の共有や意見交換などを行い、公正かつ中立な相談業務が遂行できるように取り組む。

令和2年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号： 20

あんしんすこやかセンター名：春日野あんしんすこやかセンター

運営管理者名： 橋本 弘子

令和2年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

- ・日曜・年末年始（12月30日～1月3日）を除き、4職種が交代で当番を決め、専門職として相談対応ができる体制をとる。
- ・24時間体制については、職員の就労時間外である夜間及び日曜日・年末年始（終日）は、併設の特別養護老人ホームの宿直職員が電話対応を行い、必要に応じて運営管理者へ連絡する体制を取る。

2. 職員の配置について

4職種が常時配置されており、お互いが適切に連携しあうことで色々な視点・豊富な知識で対応できる体制を整えている。

3. 総合相談支援業務について

- ・センター職員が常に住民からの相談に対応ができるよう朝礼でその日の業務内容をお互い明確にし、センター職員が業務中不在とならないよう連携・調整を図る。
- ・相談対応時は専門用語を使わないようにし、相手の反応を見ながら理解できる言葉を選んでゆっくりと説明をするようにし、理解の確認を心がける。
- ・相談内容については朝礼にて情報共有をおこない、緊急性の判断や対応方法についての的確な対応が出来るようにする。

4. 権利擁護業務について

- ・権利擁護全般については4職種で協働し、各関係機関と連絡・連携を行いながら、適切な対応を行っていく。

また、高齢者虐待や成年後見制度、消費者被害についての啓発活動も地域住民や民生委員へ継続して行っていく。神戸市のチラシの他、センターで独自に作成したチラシも活用し、具体的な事例をあげ、わかりやすい言葉に置き換えるなど、自身の身近なこととしてとらえてもらえるよう工夫をする。

- ・虐待事例については、ケアマネジャー等からの通報に迅速に対応し、「高齢者虐待マニュアル」を遵守して対応をする。4職種で情報を共有し、支援方法を検討していく。

センター内や施設全体においても高齢者虐待予防についての事例検討や研修会を開催し、虐待対応について周知していく。

- ・成年後見制度については、支援者や地域住民に対して連絡会や給食会において啓発を行う。

ケアマネジャーからの相談については制度の必要性の確認と説明、ケアマネジャーが行うこ

とを伝え、申立の専門機関につなぐよう支援を行う。また、社会福祉士だけではなくセンターの他職種も知識を深めるように努める。

- ・消費者被害については被害情報を適宜、地域支え合い推進員や見守り推進員に伝え、地域住民に分かりやすいチラシを作成し、給食会や地域行事でチラシを活用しながら、啓発を行う。被害拡大の防止に努めると共に、圏域内の介護支援事業所にも情報提供を行い、周知・啓発に努める。被害に合った方へは家族や警察へ相談、業者との連絡支援、消費者センターへ連絡、クーリングオフの方法などの支援を行う。
- ・権利擁護に関しては、民生委員からの相談は少ない。その為、センターが相談窓口であることを再度周知し、啓発・アプローチを行う。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

- ・委託居宅事業所と連携を図り、介護予防の視点でケアプランが作成できるように適切なアドバイスを行う。
- ・圏域内の居宅支援事業所から相談しやすい関係を構築するために、事業所訪問を行いタイムリーな相談支援ができるようにする。
- ・委託居宅事業所や圏域内の居宅支援事業所からの困難ケースや支援方法の相談に適切な支援が出来るように、研修等に参加しセンター職員のスキル向上に努める。
- ・介護支援専門員が抱える困難ケースの相談を単なる個別ケースとせず、地域課題とし必要に応じて地域ケア会議を開催し課題解決の場とする。
- ・圏域ケアマネ連絡会を開催し、圏域内の介護支援専門員同士がお互いに連携・相談ができる関係を構築して、タイムリーな情報共有により介護支援専門員の資質の向上を図る。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

- ・給食会や地域の集いの場では地域住民に対して医療機関と連携して講義を行い、介護予防・フレイル啓発を行う。
- ・住民主体の集いの場でフレイル予防を行うことで若い支援者も含めて介護予防啓発の機会を作る。
- ・集いの場へ出かけ、フレイル啓発・自己チェックリストを行い、フレイル・介護予防が必要な方の把握に努める。
- ・給食会に参加している高齢者より食事する機会が減ったとの声があったため、給食会に参加している圏域内の独居高齢者に対し栄養状況についてアンケート調査を行い、効果的な介護予防の啓発を検討する。
- ・必要時、自主グループ・地域拠点型一般介護予防事業・フレイル対策教室などを提案し、地域やサービスに繋いでゆく。
- ・ご本人やその家族に対し、健康教室や介護リフレッシュ教室の紹介を行い、地域住民間での繋がりが持てるよう支援する。
- ・地域住民や医療機関・行政・その他関係機関と日頃から連携し、情報提供があった時には速やかに実態把握を行い、必要なサービスの提供や対応を行う事で介護予防につながるように支援していく。
- ・要支援者に対する介護予防ケアマネジメントに関しては、当圏域内の給付管理数も多く、4職種と介護予防ケアマネジャーを加配し、相談依頼に対して速やかに対応出来る体制を確保する。居宅介護支援事業所と連携し、適宜委託担当の依頼を行っていく。

7. 地域支え合い活動推進事業について

- ・「Aおしゃべりサロン」について地域の支援者が独立して運営できるよう引き続き後方支援を行っていく。
- ・定期的に給食会や喫茶等の地域行事に参加し、地域関係者との関係づくりや地域の現状把握を行う。また、高齢者の必要としている情報提供や広報啓発活動を行う。
- ・土日開催の集いの場や給食会等は参加する機会が少ないため、年に2回は参加できるように計画し、様々な啓発・地域連携・集いの場の後方支援に努める。
- ・地域行事や関係機関との会議に参加し、地域のニーズや支援者の発掘、地域支援者との情報交換に努める。また民生委員等からの相談の中で安否確認や見守り訪問を継続し、必要なサービスに繋ぐ。
- ・高齢化率、単身高齢者数の多い復興住宅及び周辺地域への見守りの支援のため、定期的に連絡会を開催し、地域の見守り支援活動の後方支援・相談支援を行う。

8. 認知症に関する取り組みについて

- ・地域住民へ継続的に認知症啓発を行うことで認知症になっても地域で暮らし続けられる体制づくりを強化する。また、介護リフレッシュ教室や高齢者安心登録制度、神戸モデル（認知機能検診）についての説明を行う。
- ・認知症キッズサポーター養成講座を継続的に行えるよう、小学校へのアプローチを行っていく。昨年度開催できなかった小学校に対しては区・他センター・民生委員と連携し開催へのアプローチを図る。
- ・地域やケアマネなどから認知症に関する相談対応を行い、必要に応じて認知症初期集中支援チームと連携し、初期の段階での認知症対策を行う。

9. 民生委員等地域との連携について

- ・支え合い推進員を中心に、各センター職員も小地域連絡会や給食会へ参加し、良好な関係づくりに継続して取り組んでいく。特に土日開催している集いの場へは計画的に参加し、センターの啓発・連携を行う。
- ・民生委員からの相談からどの地域でどのような相談が多いかを把握し、地域診断のもと必要に応じて地域ケア会議開催につなげていく。
- ・令和1年12月に一斉改選があったため各民児協民生委員と相談しやすい関係を作り、高齢者見守り活動の連携、情報交換が円滑に行えるように、信頼できるセンターであるよう努める。
- ・昨年度同様センターの役割、介護予防、認知症ケア、高齢者虐待防止、消費者被害策などの啓発活動を行い、一丸となって地域住民の支援が行えるように連携を図る。

10. 医療機関との連携について

- ・病院の地域医療連携室等と連携し、入退院に関する調整を密に行い、切れ目ない介護・医療の支援を行っていく。
- ・在宅介護・医療連携支援センターと協力し、在宅で医療の必要な高齢者へアプローチを行っていただけるよう連携強化を図る。
- ・圏域内の薬局と連携を図ることで調剤の待ち時間にセンター・介護予防・虐待・消費者被害等のチラシを見ていただけるように場の提供を働きかけ、多世代に情報提供が行えるようにする。

1 1. その他関係機関との連携について

- ・「集いの場を支援する団体」と連携を図り、地域の高齢者の居場所を確保していくために情報提供や情報収集・後方支援を行う。
- ・筒井地区にて映画会立ち上げ希望の意見が住民から出ているため、住民主体で集いの場が運営できるように助言・サポート支援を行う。
- ・圏域内・外の企業等にもアプローチを行い、地域の高齢者と関われる機会を作る。若い世代にも参加してもらえることで高齢者に対して関心を持つこととなり、新たな担い手づくり・地域の見守り人口を増やす。
- ・圏域内にある社会資源を回り、現状の把握をするとともに地域住民に情報を提供できる体制を整える。
- ・新聞配達や宅配弁当、銀行等協力事業者からの通報に対応し、利用者の安否確認が速やかに行えるように対応する。

1 2. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

相談者がサービス事業所やサービス内容を自身で選択できるよう、インフォーマルのサービスも含めてハートページ等を活用し複数の情報の提供に努める。

令和2年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：21

あんしんすこやかセンター名：脇の浜あんしんすこやかセンター

運営管理者名：春日 和樹

令和2年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

訪問等で外出する場合は、センター職員内で調整又は携帯電話の活用によりスムーズに地域の皆様からの相談に対応します。休業日（日曜日・祝日・年末年始）及び営業時間外（17:45～翌日 9:00）の相談においても、日直・当直職員より担当者へ連絡できる体制を24時間整えています。

2. 職員の配置について

看護師・社会福祉士・主任介護支援専門員・地域支え合い推進員・予防ケアプランナーの配置に加え、あんしんすこやかルームで介護予防や地域見守り活動を行う見守り推進員・LSAを配置しています。お互い緊密に連絡を取り合って連携を強化し業務を遂行します。

3. 総合相談支援業務について

本人・家族・近隣住民、地域ネットワークを通じ地域の相談窓口となり、様々な相談・連絡を受けます。支援を必要とする高齢者の的確な状況把握に努め、地域の高齢者が住みながら地域で安心して生活して行く事ができるように、どのような支援が必要かを把握し、適切なサービス機関又は制度の利用につなげる等の支援を行います。高齢者自立支援拠点づくり事業として設置された、あんしんすこやかルーム「HAT 脇の浜」が、より身近な窓口として相談に応じ、センターとの情報交換を密に行い連携を図ります。

4. 権利擁護業務について

高齢者等が地域生活を営むうえで困難を抱えた場合、地域住民・民生委員・介護支援専門員等と協力体制を整え、権利擁護の視点に基づき関与します。地域福祉権利擁護事業、成年後見制度等に必要なサービスや機関につなぎ、地域で尊厳ある生活を維持し、安心して暮らすことができるよう支援します。又高齢者が消費者被害に合わないよう各専門職と連携を取りながら継続性を持って啓発活動を行っていきます。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

フォーマル・インフォーマルの様々な社会資源が活用できるように医療機関・地域の関係機関等と連携し、協力体制をさらに構築すると共に必要に応じて地域ケア会議に繋げ困難事例の検討、地域課題の抽出、共有に取り組んで行き、新たな社会資源の発掘に努めます。又、地域の介護支援専門員に対しての日常業務の円滑な実施及びケアマネジメントの質の向上を支援する為、研修会・連絡会等を通して相談・助言・援助等を行います。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

フォーマル・インフォーマルの様々な社会資源が活用できるように医療機関・地域の関係機関等と連携し、協力体制をさらに構築すると共に必要に応じて地域ケア会議に繋げ困難事例の検討、地域課題の抽出、共有に取り組んで行き、新たな社会資源の発掘に努めます。

又、地域の介護支援専門員に対して日常業務の円滑な実施及びケアマネジメントの質の向上を支援する為、研修会・連絡会等を通して相談・助言・支援等を行います。

7. 地域支え合い活動推進事業について

地域住民の方が、安心して日常生活を送ることが出来るよう地域のニーズや社会資源を把握し必要に応じて区社協との協議を行います。また、地域にある社会資源を地域住民の方や圏域にかかわりのある事業所（ケアマネジャー・薬局・病院等）に対しても情報提供を行い、地域に貢献できるグループの育成も目指していきます。

8. 認知症に関する取り組みについて

若い世代を含めた地域住民への啓発として昨年度は声掛け訓練訓練を児童館で開催しました。今年度は柔軟な対応で声掛け訓練を圏域で開催出来るよう認知症の啓発に取り組みます。神戸市の安心登録制度や神戸モデルの広報も行います。圏域内での介護相談会開催時や地域行事等で認知症の広報を行います。小学校でのキッズサポーター研修も開催出来るよう区・小学校と調整していきます。

9. 民生委員等地域との連携について

民生児童委員協議会の定期的会議への参加、友愛訪問グループ・ボランティアグループとの支援者連絡会で認知症や防災・高齢者虐待・消費者被害等についての情報交換を行い、地域との連携を深めて行きます。地域のふれあいのまちづくり協議会・各自治会・区社会福祉協議会等が行う地域行事へ参加し協力します。

10. 医療機関との連携について

主治医や地域や医療機関と連携を図り、地域包括支援システムを構築すると共に関係者が容易に情報交換や共有ができるような環境作りに努めます。医師・医療ソーシャルワーカー・歯科医師・薬剤師とのさらなる連携強化に努め困難事例に関しては必要に応じて地域ケア会議を開催していきます。

11. その他関係機関との連携について

地域のふれあいのまちづくり協議会・自治会・民生委員・老人会ボランティア団体や認知症サポーター店等との連携を図り、地域の高齢者が安心して暮らせる見守り体制の強化を目指します。又区あんしんすこやか係・区社会福祉協議会との情報交換や連携に努め、地域でのネットワークを強化します。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

- ①センター事業の人員・設備及び運営に関する基準を守ります。
- ②利用者・事業者への適切な情報を提供します。
- ③適切な情報提供に基づく利用者の意志決定を尊重します。
- ④適切な介護予防ケアマネジメントを確保します。
- ⑤公平公正な介護予防ケアマネジメントを提供・支援します。
- ⑥総合事業についての理解に努めます。
- ⑦個人情報の保護に努めます。

上記をふまえ、高齢者に提供されるサービスが特定の種類 又は特定のサービス事業者に偏ることのないよう、公正かつ中立性を確保します。

令和2年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：22

あんしんすこやかセンター名：三宮あんしんすこやかセンター

運営管理者名：秋田 知宏

令和2年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

年末年始を除き、祝日を含む月曜日から金曜日の9:00～17:00、土曜日9:00～12:00の窓口開設時間は4職種及び介護予防支援従事者職員のうち一人は窓口で対応できるようシフトを組みます。夜間・土曜日午後、日曜日の窓口開設時間外は、4職種が持ち回りで携帯電話への転送対応を行います。また、その場合職員各自が所持している携帯電話を活用し、担当者に連絡を取ることによって、スムーズに地域の方々の相談に応じ、緊急事態に対応します。

2. 職員の配置について

資格・職歴など運営要綱の条件を満たし地域包括支援センター業務に適した保健師または看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員、地域支え合い推進員を各1名配置します。また、介護予防支援従事者を非常勤で1名以上配置します。職員間の情報を密にし、相談内容やケース記録を共有することで、主担当者が不在の場合でも他の職員が迅速に対応できる環境を整えます。

経験の浅い職員が多いため、OJTや各種研修会の参加などを通じ、職員の資質向上のための取り組みを積極的に行います。チームアプローチを重視し、職員が継続して勤務できる環境を整えます。

3. 総合相談支援業務について

地域の高齢者が住み慣れた環境で安心してその人らしい生活を継続できるよう、介護保険だけでなく、福祉・医療その他の制度や地域の社会資源を把握し、リストとして整備し、各種手続き窓口の集約としての機能を果たします。4職種はそれぞれの専門性をもった業務を遂行しますが、縦割りの対応ではなく、連携しながら、一人の相談者が持つ様々なニーズに応えていきます。

中央区各センターの地域支え合い推進員が作成する「みみより」や他機関からの資料を活用し効率的にセンターの広報・啓発活動を、地域住民に対して様々な機会に配布します。

また、金融機関・飲食店、認知症サポーター店などの事業所に配付し、相談窓口として認知されるよう取り組んでいきます。また、新規のつながりを増やせるよう意識し、地域との関係づくりに取り組みます。

4. 権利擁護業務について

地域の高齢者が、尊厳ある生活を維持し、安心して暮らしていくことができるように、地域の方々と介護サービス事業者等と連携し、虐待、消費者被害、認知症による生活困難などの事例を早期に発見するように努めます。（介護サービス事業者等には早期発見、早期の相談通報を啓発します。）また、神戸市や適切な機関に相談し、連携をとりながら成年後見制度、権利擁護事業

の利用や緊急の施設利用などを支援します。

地域行事等での消費者被害に対する注意喚起や情報提供の実施、センターが虐待の相談窓口であることの広報啓発にも努めます。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

地域のケアマネジャーからの日常的な相談に応じると共に、ケアマネジャーが一人の利用者を支援していく時に必要な後方支援を行います。状況に応じて個別ケースの地域ケア会議を開催し、地域で利用者を支えていけるようネットワーク形成を図ります。

圏域内のケアマネジャーとの交流会を企画し連携を強化するとともに、中央区の他センターと共同で、ケアマネジャーの連絡会・勉強会を開催し、圏域内のケアマネジャーが新しい情報や知識を得られるよう支援します。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

介護予防の理念に沿って、地域の高齢者がその人らしく生活できるように自立を支援していきます。このため、事業対象者・要支援者に対しては明確な目標を持った意欲を引き出すケアマネジメントを行い、ご本人の能力の維持・向上に努めます。介護予防支援従事者の専任職員を配置し、4職種の管理プラン数が基準を超過しないことを遵守します。制度の利用がスムーズに行えるようにサービス事業所、圏域の介護支援専門員との連携を密にするとともに、センター内で定期的に勉強会を開催するなどし、職員の知識を深めます。

7. 地域支え合い活動推進事業について

高齢者が住み慣れた地域でできるだけ長く生活できるような地域づくりを行えるよう、地域住民や区社会福祉協議会に配置される生活支援コーディネーターと協働して地域支え合い活動の推進、コミュニティ作りの支援に努めます。

また、居場所づくりの支援を行い、居場所の数を増やすことで圏域内の高齢者が介護予防の機会を自分自身で選択できる地域になるよう取り組みます。

8. 認知症に関する取り組みについて

神戸モデルを活用、広報しながら「認知症の人にやさしいまちづくり」に地域住民と一緒に取り組みます。

認知症サポーター店が増えるよう、商店や企業に認知症サポーター養成講座の受講を働きかけます。

介護リフレッシュ教室を6回／年開催し、認知症の方を介護する家族がリフレッシュできる機会を定期的に作ります。内容については参加者と意見交換し決定するよう取り組みます。

認知症初期集中支援チームと連携し、認知症についての相談対応を早期段階から行います。高齢者安心登録事業についても積極的に広報します。

9. 民生委員等地域との連携について

民生委員をはじめとする地域の方と信頼関係を築きつつあり、気軽に相談して頂ける窓口であることの周知を継続します。受けた相談には、状況に応じて複数人の職員で迅速に応じ、実態把握及びサービス利用手続きの支援を行い、必要な範囲のフィードバックを行って「地域とともに支援する」立ち位置となるよう努めます。

地域ケア会議等は、準備段階から地域関係者とともに作り上げることができるよう働きかけます。

10. 医療機関との連携について

圏域内の医療機関へセンターの広報誌を配付するなどし、センター周知を行い、チームアプローチで地域の高齢者を支援できる体制作りに努めます。中央区医師会、中央区医療介護サポートセンターとも連携、協力し、関係作りに努めます。

11. その他関係機関との連携について

地域の保健・公衆衛生・社会福祉などの専門機関、ボランティア団体や自治団体などと協力し、地域の福祉の向上に努めます。

圏域内に2署ある警察署とも連携し、消費者被害防止の啓発等に努めます。

タワーマンションの管理組合等と連携し、タワーマンションにおける高齢者見守りや高齢者の相談がスムーズに行えるよう取組みます。

区内の各センターと協力し、情報交換・情報の共有化により、お互いの資質を向上させ、適宜共同の研修会・連絡会・ネットワーク会議など開催します。

各センターと協力し、認知症の啓発活動や子ども世代への働きかけを行います。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

地域の高齢者に提供されるサービスが、特定の種類または特定のサービス事業者に理由なく偏ることがないよう、日頃から情報収集を行い、公正な情報提供に基づいて利用者の意思決定を尊重した支援を行います。運営要綱・実施要領に定めた公正中立の事項を遵守します。

外部から見て、センターの公正中立性、独立性がわかるよう十分注意を払います。

令和2年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号： 23

あんしんすこやかセンター名：元町山手あんしんすこやかセンター

運営管理者名： 菊井 寛和

令和2年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

- ・相談窓口の営業時間は9時～18時とし、日曜日及び年末年始（12月31日～1月3日）は原則休みとします。また営業時間外の夜間・休日等24時間の連絡体制は、同一施設内の管理宿直者等が連絡を受け、必要に応じてセンター職員が電話対応する体制を整えています。
- ・相談対応後は早急に記録を整備し、職員間で回覧にて情報共有を行います。記録は適切に管理し、担当者が不在でも支援が継続できるように努めています。

2. 職員の配置について

- ・運営管理者兼主任ケアマネジャーを1名、社会福祉士を2名（加配1名）、保健師を1名、地域支え合い推進員を1名、SCSを1名（非常勤）、プランナーを2名、LSAを1名配置し各専門性を活かしながら業務遂行し、また各職員同士が横断的に協力しあうチームアプローチの体制を保っていきます。
- ・介護予防ケアマネジメントについては4職種5名とSCSを1名、プランナーを2名配置し対応していきます。

3. 総合相談支援業務について

- ・ワンストップ機関という役割を意識し相談受付に対しては相談者の訴え、思いを傾聴、共感し、その相談者が納得されるような対応を心掛けてきます。
- ・様々な相談に対して専門的にチームアプローチを行い、相談後は直ちに記録の整備、回覧を行い、職員間での情報を共有していきます。
- ・地域との連携を深め、地域行事など職員が参加し、センター広報を行っていく事で、センターが相談窓口機関であることを地域に周知してもらい、相談しやすい環境づくりに努めていきます。また3ヶ月に1回センター広報誌を発行し地域住民へ配布し周知事業を行っていきます。
- ・県営A住宅に月～金曜日（12月31日～1月3日及び祝日を除く）の9:00～17:00の間、LSAを1名派遣し、シルバーハイツに住む高齢者の相談に対応するとともに見守り活動を行います。
- ・あんしんすこやかルームBに週3日（10:00～12:00、13:00～16:00）SCSを派遣し身近な地域で相談対応を行うとともに、拠点住宅と周辺住宅の見守り活動を行います。
- ・地域の支援者と協力し、介護予防サロン運営の後方支援を行いながら、その場でセンター主催の介護予防普及啓発事業を企画、実施していきます。

4. 権利擁護業務について

- ・地域行事の参加やセンター主催の介護予防普及啓発事業等の場で権利擁護（後見人制度・消費者被害予防、高齢者虐待の予防）について地域住民に対して啓発していきます。
- ・消費者被害防止のため、消費者被害に関する情報提供を行い、地域住民が被害に巻き込まれよう啓発活動に取り組みます。また、消費者被害に関する相談があれば、関係機関と連携し、被害を最小限にとどめるための支援を行なうとともに、区あんしんすこやか係及び消費者センターに遅滞なく報告します
- ・民生委員や友愛訪問グループ、婦人会、自治会、介護保険サービス事業者など地域の多様なネットワークを活用し、高齢者虐待の早期発見・早期対応に努めます。もし、高齢者虐待等の事例を発見した場合には、情報収集と事実確認を早急に行い、区あんしんすこやか係に報告するとともに社会福祉士を中心に4職種でチームアプローチを行い、また介護サービス事業者など関連機関と連携して適切な対応を行っていきます。
- ・日常生活自立支援事業や成年後見制度に対する職員の理解を深め、金銭管理が難しくなった認知症の方や独居高齢者等必要な方に対して、速やかに関係機関と連携して、適切な時期に制度に繋げていきます。
- ・事業所内で行う虐待防止研修に加え、虐待防止を含めた権利擁護に関する外部研修にも積極的に参加することによって職員の対応力の向上を目指します。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

- ・圏域の介護支援専門員に対し関わりを持ち、圏域介護支援専門員が抱える対応困難なケースへの助言、指導など支援を行い、その内容をセンター全体で共有していきます。
- ・介護事業者従事者（主に介護支援専門員）を対象に連絡会、事例検討会など研修会を開催し連携体制を構築していきます。
- ・C地区では認知症を持つ高齢者への関わり方を地域ケア会議で協議し、その会議を根拠として認知症サポーター養成講座を地域支援者主催で行っていくよう、ふれあいまちづくり協議会へ働きかけていきます。
- ・D地区では昨年E地区で行った認知症高齢者声かけ訓練を実施していくよう、ふれあいまちづくり協議会と協議していきます。
- ・F地区は昨年小地域連絡会で民生委員から出された意見を踏まえ、圏域ケアマネジャーとの交流、意見交換会を企画していきます。
- ・上記の取り組みを、それぞれの地区で昨年の小地域連絡会により提案し実施していく予定です。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

- ・自宅で可能な限り自立した生活が送れるよう、常に本人の意向を確認しながら各種サービスや地域で行われているいろいろな集いの場などに繋いで健康維持に努めていきます。
- ・要支援者に対しては、4職種5名及びSCSを1名、プランナーを2名で対応します。介護予防サービスの内容や意義を説明し、その対象者が自主的に介護予防に努めていくよう支援していきます。また、個別のニーズを踏まえ、公正中立な立場で、その望む生活が実現できるよう、自立支援を基本としたプランを作成します。要支援者自らが行うセルフケアについても、可能な限りケアプランに反映して、意欲的に取り組めるよう努めます

7. 地域支え合い活動推進事業について

- ・地域での行事に積極的に参加し、地域住民や地域の支援者との信頼関係の構築を図るとともに、地域の状況やニーズについての情報収集を行い、顔と顔の見える関係づくりに努めていきます。
- ・小地域支え合い連絡会を開催し、何らかの支援を必要とする高齢者の早期発見・早期対応に努め、高齢者が心身の状態を維持できるよう適切な支援を行ないます。また、民生委員等が見守り活動を行なう中での困りごとの相談にも対応していきます。
- ・地域支援者と協力し、高齢者の集える場所づくりを進めていきます。また、現在活動している自主グループの活動が継続できるよう側面的な支援を行ないます。

8. 認知症に関する取り組みについて

- ・神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例の施行にあたり、「神戸モデル」の説明を地域行事やセンター主催の催しの中で継続的に行っていきます。
- ・認知症キッズサポーター養成講座を開催し、子供たちにも認知症に対する理解とその対応力の向上を促すことによって、認知症の人が安心して暮らせる街づくりを目指します。
- ・困難事例が発生した時等は、専門医やオレンジチーム（認知症初期集中支援）などと連携を図り、課題解決に努めていきます。
- ・困難事例については、各担当者別に一覧表を作成し、内容を記載し管理していき、毎日のセンター申し送りの際に困難事例の進捗を確認しあい記録しています。
- ・認知症サポーター店への定期訪問と情報提供を行い、センターと顔の見える関係づくりに努めながら、地域で認知症の方を見守るネットワークの構築を行っていきます。
- ・介護リフレッシュ教室にて認知症の家族に集まっていただき日頃の悩みや辛さを話し合ってもらい、お互いに共感し認知症の家族の孤立を軽減していきます。また「認知症の人と家族の会」兵庫支部の世話人や現在他地域で活動している認知症カフェ主催者にも参加してもらい共に話し合ってもらう事で、認知症に関する情報を行い、広がり輪を広げていきます。
- ・認知症家族が定期的に集いお互いの共感のもとで交流を深めていく場（認知症カフェ）を認知症の家族自身が立ち上げていくための後方支援をセンターにより行っていきます。

9. 民生委員等地域との連携について

- ・地域の催しやふれあいのまちづくり協議会の役員会等に参加し、民生委員やその他の役員等との関係性を深め、普段から情報のやり取りを行っていきます。
- ・民生委員等地域から高齢者に関する相談があれば迅速に対応し、各関係機関に繋ぐとともに地域から信頼されるセンターとなるよう努めます。
- ・地域の実情に照らし合わせ、個別ケース（架空事例も含み）による地域ケア会議を実施していきます。

10. 医療機関との連携について

- ・介護予防支援業務を行なうにあたって、担当する利用者のケアプランの見直しや病状に変化があった場合は速やかに主治医に報告・相談すると共に、必要に応じて関連機関に連絡し、利用者が安全かつ効果的に介護予防サービスを利用できるよう努めます。
- ・入退院の際にもスムーズに移行できるよう、地域医療連携室や医療介護サポートセンターと連携しながら、入院や在宅復帰に向けた支援を行ないます。

1 1. その他関係機関との連携について

- ・ふれあいネット事業である G 支援者連絡会を定期的開催します。区あんしんすこやか係、区社会福祉協議会、消防署、警察署、民生委員などと共に、地域の状況やニーズについての情報交換を行い、それを地域に返していきます。
- ・今年度で終了する SCS 事業に関して、神戸市、区社会福祉協議会、保健センターから指導、助言も受け、地域住民、地域支援者とも協議を行う事で、SCS が主催し地域で定着している住民の集いの場への取組みが来年度以降も継続して実施していけるような対応を LSA 事業との統合により行っていけるように検討していきます。

1 2. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

- ・地域住民の権利擁護のためにも、センターの運営要綱・実施要項に定められた公正・中立の立場を遵守した事業運営に努めます。
- ・地域の社会資源に関する情報収集を行い、見やすくファイリングし、必要に応じて対象者に提供し、自己決定が行えるよう支援します。
- ・要介護者に対する居宅介護支援事業者の選定にあたっては、一覧表を提示し対象者またはその家族自らが事業者を選定できるよう支援します。

令和2年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：24

あんしんすこやかセンター名：ハーバーランドあんしんすこやかセンター

運営管理者名：小路 邦博

令和2年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

- ・あんしんすこやかセンター職員は、日曜日・年末年始（12月30日～1月3日）、災害時等やむを得ない場合を除き出務を行うこととする。開設時間帯は職員が不在になることを避けるため当番制とし、相談援助業務に支障が出ないようにする。また、専門分野の相談に関しても、インテークに関してはどの職種でも対応できるよう情報共有を適切に行うようにする。また、相談内容はセンター職員が確認できるようデータでの一元管理を継続する。
- ・災害時においては、運営管理者を中心として出来る限りセンターへ出務し、相談支援を行うこととする。
- ・夜間、休日の相談については、併設の法人事業所へ転送し受付を行い、あんしんすこやかセンター開設時に速やかに対応する。また、緊急時案に関しては併設事業所よりあんしんすこやかセンター運営管理者へ時間を問わず連絡を行い対応する。

2. 職員の配置について

- ・地域包括支援センターとしては、行政の配置基準に従い、主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士、地域支え合い推進員を各1名配置する。
- ・介護予防ケアマネジメントについては、主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士、地域支え合い推進員の4名が兼務し、介護予防プランナー1名を配置する。

3. 総合相談支援業務について

- ・地域住民があんしんすこやかセンターへ躊躇なく相談できるよう、センターの役割や活動内容について各イベントなどを通して定期的に説明し広報を行っていく。
- ・相談内容に関しては、相談受理簿に加え、センター独自で作成したエクセル管理の受付表にデータを落とし込み集計できるようにし、地域診断やセンターの活動にデータを活用できるようにする。

4. 権利擁護業務について

- ・住み慣れた地域で尊厳ある生活が送れるように、高齢者の判断能力の状況を把握し、当人の権利が守られるよう支援する。
- ・消費者被害の情報提供や啓発活動について、地域の高齢者が分かりやすく、防犯意識を高められるよう、民生委員やこうべ消費生活センター等の多機関と協働した活動を行い、被害防止の意識を高めることができるよう情報発信する。また、被害の相談を受けた場合は、速やかに適切な窓口への報告・相談を行い、被害が拡大しない様に被害者の擁護に努める。

・消費者被害については流行している手口に関して広報誌を作成し、居宅事業所・地域住民へ配布し、啓発活動を行う。また、圏域内のケアマネ連絡会を開催し、消費者被害啓発と利用者から情報を聞いた時のセンターとの連携方法について再度確認し情報共有を行う。

・高齢者虐待については、早期発見、早期対応が行えるよう、地域力向上を図るために、小地域連絡会等に参加し、民生委員を中心として地域団体に対し高齢者虐待についての啓発や通報先の周知を行い、ネットワークの構築を図る。

・成年後見制度については、地域住民や介護事業所に対し、高齢者の権利擁護の方法として周知啓発を図るため、地域行事に参加した際や、圏域ケアマネジャー連絡会などを通して広報活動を行う。

制度活用が有効であると判断した相談者については、制度説明を行い、適切な利用ができるよう、成年後見支援センターや法テラスなどへ協力を要請する。

・判断能力が低下した方の権利擁護の支援においては、「こうべ安心サポートセンター」や司法の窓口等、各種専門機関とのネットワーク構築を図り、成年後見制度などにより高齢者の権利を守る。また、圏域内ケアマネジャーに対し勉強会の開催や、地域住民に対しての啓発活動等を実施し支援の輪を広げられるよう努める。

・経済的に困窮している相談に関しては、生活保護や減免制度等、公的制度についての情報提供を行う。

・警察からの「みまもりあんしんネット通信」を各関係事業所、給食会で情報提供を行い、迅速に地域住民に情報が届くように広報、啓発を行う。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

・圏域ケアマネ連絡会や委託支援業務を通し、地域の居宅支援事業所のケアマネジャーとの信頼関係を構築し、個々のケアマネジャーが相談しやすい環境づくりを行う。

・利用者の相談に関するものや社会資源に関するものについて整理し、継続性のあるものについては、経過を確認できるようデータおよび紙面にて管理する。困難ケースや難しい判断を要する支援などの相談内容に関しては運営管理者を中心に、適切な支援や助言が行えるようセンター内で共有、議論したうえで対応する。

・昨年度数値化したセンター主催の研修会のデータをもとに、居宅介護支援事業所ごとにきめ細やかなアプローチを行っていく。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

・地域の特性に応じた介護予防を行うことで、地域住民の健康寿命の延伸、認知症・フレイル予防等の支援を行う。

・給食会やつどい場を利用して介護予防の必要性を啓発し、その具体的な方法について伝え、実施する場を設けることで介護予防に関心を持っていただけるようにアプローチする。

・圏域内の各給食会で基本チェックリストを実施し、各地区の傾向を把握し介護予防の課題を抽出する。その結果を踏まえ介護予防教室を企画・実施する。

7. 地域支え合い活動推進事業について

・小地域ごとの特性を整理し、住み慣れた地域で高齢者が在宅生活を継続できるよう地域支え合い推進員を中心に、あんしんすこやか係や区社会福祉協議会と連携を図りながら、地域の見守り活動を充実させる。

・昨年度地域より再抽出した地域課題を整理し、センターの年間方針に加えた上で、より地域に即したセンター運営を行い、イベントや地域づくりに住民が主体となり能動的に活動できるよう後方支援を行う。

・地域住民や関係機関から高齢者情報をもとにセンター内で見守り対象の可否を判断し、見守りが必要と判断した利用者には地域住民の協力を得ながら、センターによる見守り支援を行い、速やかな支援導入につなげられる体制を整える。

8. 認知症に関する取り組みについて

・中央区で作成した認知症ケアパスを今年度も活用し、地域住民に認知症高齢者への支援方法及び認知症になった際の対応方法を学んでいただく。その上で、地域住民が主体的に認知症に対する支援体制を強化し、自身のこととして捉えられるようにし、将来認知症になったとしても地域で暮らし続けられるという安心感が持てるように広報啓発を継続する。

・各小地域で開催している認知症高齢者声かけ訓練を継続し開催することで、地域全体が認知症に対する理解を深め、対応方法を習得し、支援機関などを把握いただくことで支援の輪を広げていく。また、例年開催している小学校に協力いただき、キッズサポーター養成講座を企画・開催し若い世代に対しても認知症の疾患についての学びを深める。

・継続的に介護リフレッシュ教室を開催し、イベント的に開催していた教室を、参加者が主体的に発言できる会に内容を見直し、介護家族が抱える負担を軽減できる取り組みとする。

9. 民生委員等地域との連携について

・給食会や小地域連絡会へ参加し、地域支え合い推進員を中心に、民生委員や地域住民から得た情報や相談内容から必要な情報を集約することで、支援が必要な高齢者を早い段階で発見し対応できるようにする。

・地域が主催する行事にセンター職員が参加することで、地域住民との良好な関係を構築しながら情報収集や連携を図る。

・民生委員を中心とした地域で活動している支援者に対し、センターより勉強会や交流会を提案し、民生委員の意欲向上を目指し、地域力を高める。

10. 医療機関との連携について

・圏域内・近隣の医療機関との連携を図り、地域の高齢者に対してきめ細かな支援が行えるような体制づくりを行う。

・圏域内・隣区の開業医院・歯科医院・薬局を個別に訪問し、センターの役割や高齢者虐待、認知症等の対策について説明を行い、協力要請を行うことで地域包括システム構築を目指した顔の見える関係づくりを行う。

・個別のケースについて主治医と連携を取り、きめ細かな対応ができるようにする。

11. その他関係機関との連携について

・適切な医療処置を受けることが困難な高齢者に関しては、医療・介護サポートセンターへ協力要請し、主治医の選定や往診、訪問診療が受けられるようにする。

・認知症初期段階の高齢者や認知症が原因で支援体制の構築が困難な高齢者に関しては、認知症初期集中支援チーム（オレンジチーム）に協力を要請し専門チームでアプローチを行う。

・あんしんすこやか係及び、中央区内のあんしんすこやかセンターとの密な連携を図り、介護予

防、権利擁護、ケアマネ支援の方法や地域の活性化に向けた取り組みなどの情報共有を通し、各専門職の質向上に努める。

1 2. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

- ・あんしんすこやかセンターは神戸市からの委託事業であり公平中立の立場で運営していることを地域や相談者に十分周知いただけるよう総合相談時やイベントなどで定期的に発信する。
- ・毎年倫理及び法令遵守の研修を運営管理者が開催し、センター職員の意識を高め、相談者や本人が選択できる形での情報提供を行い、情報に偏りや特定の事業所選定などが起こらないようにする。
- ・介護サービス事業所や居宅事業所選定時には「ハートページ」を閲覧いただきながら複数の事業所を選択できるようにし、偏った情報にならないよう配慮しながら利用者やその家族の意思を尊重したうえで事業所などを選定いただくようにする。

令和2年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：25

あんしんすこやかセンター名：港島あんしんすこやかセンター

運営管理者名：奥矢登世子

令和2年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

- ① 毎始業時間から15～30分程ミーティングを行い、当日の予定をセンター職員が共有、また前日の個別事例で共有しておいた方がよいケースは全体で周知だけではなく関わり
の方向性を検討する。ミーティングの記録は当日電話当番が行い毎日のミーティング内容
が確認出来るようにする。
- ② センター営業時間内に住民からの相談が滞りなく受けられるよう、毎日電話当番を決め、
その日の相談対応を中心的にこなす。相談内容に応じて他のスタッフと連携できる体制
をとるようにする。
- ③ 地域の課題分析を行うことを目的に、新規相談受付時には分析用の相談受付簿に都度入力
し、相談の傾向等を把握することで地域の現状を客観的に判断できる体制を日々の活動で
つくる。
- ④ 月に2回第2、第4水曜日16時から職員全員での会議を行う。1回は個別事例の検討会
をもう1回は、地域診断や地域課題について話し合う。
- ⑤ センターの広報について、これまで通り「港島あんしんすこやかセンター便り」を毎月発
行する。センターが住民にお知らせしたい人権擁護等の啓発や住み良い街づくりになる項
目もその都度載せていき、住宅単位の見守りのツール以外にも、より多くの住民に役立つ
情報を掲載していく。
- ⑥ 24時間体制については、営業時間以外では、転送電話で対応していく。

2. 職員の配置について

主任ケアマネジャー	1名
看護師	1名
社会福祉士	1名
地域支え合い推進員	1名
介護予防支援専従職員	1名

それぞれの専門性を活かしながら、センター職員として協力し合ってセンター業務を行う。

3. 総合相談支援業務について

- ① 相談内容によって、地域の関係機関や地域団体と地域課題を共有し、連携できるような
ネットワークを行っていく。
- ② 相談者の個人情報や自己決定を尊重し、困りごとに見合ったサービスや制度に関する情
報提供、関係機関の紹介や専門職として適切な提案やフォローを行っていく。また緊急

性の判断も行い、適切に進めて行く。

4. 権利擁護業務について

- ① 成年後見制度については、昨年度中央保健センターと中央区社会福祉士ワーキングにて協働で作成した啓発用ビラを活用しわかりやすい説明をおこなう。住民への啓発にとどまらず、圏域内居宅事業所やサービス事業所にも説明の機会をつくり、ビラを利用して、制度を必要とする住民に届くよう啓発活動をおこなう。
- ② 高齢者虐待について年2回のセンター内研修を実施する。
地域住民に対して地域の喫茶等でセンター便りを活用し、虐待とはどのようなものか、また地域での見守りや虐待への気づき、予防、通報窓口がセンターである事などを啓発する。
圏域内居宅介護支援事業所や、サービス事業所に対しては、相談してもらいやすい関係を日々の活動で構築し、早期の相談や通報の重要性を周知する。
介護リフレッシュ教室を年4回開催し、介護で疲れている家族等の相談なども積極的に受け付け虐待防止を図る。
- ③ 権利擁護について住民に理解して貰うために、住民が集まるふれあい喫茶やあんしんすこやかセンター便りにその都度掲載し説明を行っていく。
- ④ 消費者被害防止については、ふれあいセンターや各ふれあい喫茶時に水上警察が来訪し、最新の被害情報を提供してもらい、地域住民に注意喚起を行っていく。センター職員や圏域内居宅介護支援事業所も一緒になって被害防止の周知を行い、未然に防げるように説明を行っていく。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

- ① 港島ケアマネジャー連絡会（研修会）を開催し、医療機関や関係機関とのネットワーク作りの基礎知識を学び、より良い関係が構築できるようにサポートを行う。また各事業所の垣根を越えた情報交換や自己研鑽ができるようにネットワークを作っていく。
- ② 1人ケアマネジャーも存在する圏域であるので、ケアマネジメントが適切に行えるように、何かあればすぐ相談できる場や雰囲気を作り、一緒に考えていくスタンスで支援者を支援する体制を整えていく。
- ③ 圏域ケアマネジャーに対し、毎月センター便りや社会資源、市からの情報、消費者被害等の情報などセンターが持っている情報を発信し、ケアマネジャー業務の後方支援をおこなう。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

- ① 介護予防ケアマネジメントの意味を正しく理解していただけるように周知し、委託事業所の支援を行っていく。
- ② 介護予防ケアマネジメントが適切に行えるようにセンター職員全員がマニュアルを遵守し、地域のケアマネジャーが迷わないように適切な助言ができ、介護予防ケアマネジメントを各自適切に行っていくようにサポートする。
- ③ 介護予防ケアマネジメントを通じて起こりうる問題から地域全体の課題と把握し、地域としての社会資源の課題や地域づくりの課題を検討し、センターとして取り組んでいけ

るようにする。

7. 地域支え合い活動推進事業について

- ① 見守りが必要な高齢者の情報を関係者間で共有し、平成 30 年度着任した民生委員と共に連携しながら行っていく。
- ② 見守りや支援が必要な高齢者の把握が、地域内で差がある現状を踏まえつつ、地域全体の課題ととらえることが出来るように地域と一緒に検討していく。
- ③ 地域で開催されているふれあい喫茶や自主グループ活動を把握することができた。ただ、その活動が不活発な地域もあるため、今後も定期開催が住民の手で引き続き行えるように後方支援する。
- ④ 地域支え合い推進員として、潜在化した見守りが必要な高齢者を発見できる仕組みを作り、見守り台帳と照合し、友愛訪問対象でない方のみ暫定的な訪問活動を行っていく。

8. 認知症に関する取り組みについて

- ① 認知症の人が住み良い街づくりのために、地域住民の方への「認知症」に対する不安や偏見を払拭し、正しい認知症理解を深めていくために「認知症サポート養成講座」を多世代に対して開催していく。
- ② 認知症への相談や認知症に対する不安等には、認知症神戸モデル（認知機能検診）の案内、「認知症初期集中」「オレンジダイヤル」や「認知症疾患医療センター」へ紹介し、必要な医療や介護に繋げていけるようにサポートしていく。
- ③ センター職員全員が、認知症の人や家族に対して適切に対応していけるようにセンターでの検討会議を行い、最善の方法を考えていく。
- ④ 若い世代への啓発活動の 1 つとして昨年度に引き続き、小学校への「キッズサポーター養成講座」や認知症高齢者への「声かけ訓練」が行えるように企画し実施していく。
- ⑤ 認知症の方の支援については、圏域のケアマネジャー等にも声をかけ、地域ケア会議等で個別事例検討会を行っていく。
- ⑥ 毎年実施している「認知症高齢者声かけ訓練」を開催し、認知症高齢者の支援を具体的に学べる機会をつくり、認知症になっても安心できる地域を目指す。

9. 民生委員等地域との連携について

- ① 民生委員に対し、毎月の小地域連絡会開催時に介護予防、成年後見、権利擁護等のミニ講義を今年度も継続して実施する。また、地域の高齢者の見守り体制の支援を行っていくよう情報交換など積極的にできる関係を作れるようにする。
- ② 市住や UR では転入者も多く、見守り体制が他の住宅に比べると希薄になっている。民生委員や対策委員と連携し見守り体制の強化を図る。
- ③ 地域住民が実施する勉強会等に協力し、地域住民自身の力の向上を支援する。
- ④ 民生委員からの相談は徐々に増えてきている。しかし相談のある民生委員が限定されているため、多くの民生委員と連携ができるよう関係性をつくる。

10. 医療機関との連携について

- ① 港島圏域は総合病院や先端技術病院等が多い地域であり、総合病院からの相談も増えてきており、徐々に地域連携室との関係も構築されつつある。入退院時の連携がスムー

ズに行えることで、地域住民の在宅生活が安定し適切な支援体制が構築できる。今後も継続し連携体制構築ができるよう活動をおこなう。

圏域内の開業医との連携は、ほとんどの医院で顔の見える関係ができつつある。

情報共有をおこない適切な支援がおこなえるよう今後も積極的に連携していく。

- ② 訪問診療、訪問看護、訪問リハビリ等の医療関係者との連携も適切なコミュニケーションを取りながら行っていく。

1 1. その他関係機関との連携について

- ① 港島 4 大学連携事業では、毎年あんしんすこやかセンターと共同で、研究・教育活動で連携を行い、地域住民対象の講座を本年度も行う予定になっている。また昨年度に引き続き看護学生対象に「港島あんしんすこやかセンターとは」講義や「認知症サポート養成講座」を行う予定である。
- ② 水上警察署の生活安全課とは、地域の高齢者虐待や認知症の問題について丁寧に情報交換をおこない連携した体制をつくることができている。今後さらに、港島では認知症高齢者の問題などが増えてくる可能性が高いことが予測される。情報を共有し適切な支援ができるよう協力体制を維持する。
交通課、ポートアイランド交番と協力して、地域高齢者のために交通安全や詐欺被害防止のために時間を設けて注意喚起し、協力体制を行っていく。
- ③ 圏域にある医療・介護事業者との研修として、年 3 回の行う予定であるが、その内 1 回は、医療連携の領域の講習会を行い、その後交流会を行っていく。各事業所の特徴等を話して頂き、より良い関係のネットワークを構築していく。

1 2. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

- ① 常に公正中立な運営を行い、4 職種が常に情報を共有し、共通の認識を持って、専門的見地を活かし、問題解決にあたるようにする。
- ② 地域包括支援センター事業とその他の事業の会計を峻別する。

介護予防ケアマネジメント対象者が要介護状態となった場合の取扱いについて

圏域内の介護予防ケアマネジメント対象者が要介護状態となった場合に、地域包括支援センターから指定居宅介護支援事業者への引き継ぎ方法について、次のとおりとする。

【対象者】

地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメントを行っていた事業対象者や要支援者（サービス利用していない人も含む）

【指定居宅介護支援事業者の選定について】

1. 選定にあたっては利用者の希望する指定居宅介護支援事業者を優先する。
2. 利用者の希望する事業者がない場合は、地域包括支援センターより指定居宅介護支援事業者リスト（区内）を提示し、利用者が選択する。
3. 「指定居宅介護支援事業者の選定における確認書（別紙）」に利用者が署名する。

【利用者が確認書を記入しない場合】

利用者が確認書を記入しない場合は、その理由を支援経過記録用紙に明記する。

《平成19年3月22日市運営協議会決定》

《平成29年2月9日市運営協議会改訂》

〇〇〇

あんしんすこやかセンター運営管理者様

指定居宅介護支援事業者等の選定における確認書

私は、私のケアプラン（居宅サービス計画）の作成依頼先として、

（ ）
を私の意思で選択したことに相違ありません。

※どちらか該当する方に○印を入れてください。

☐ 1. 私の意思で上記の事業者を希望しました。

☐ 2. 特に希望する事業者がなかった為、あんしんすこやかセンターの職員から適切に「えがおの窓口一覧表（区内）」の提示を受けて選択しました。

年 月 日

本人氏名

代筆者

（本人との続柄

）

* 地域包括支援センターは、利用者が要介護状態となった場合において、神戸市地域包括支援センター運営協議会の審議決定事項に基づき、公正中立に指定居宅介護支援事業者等を利用者に選んでいただくことが義務付けられています。

介護予防ケアマネジメント対象者が要介護状態になったときの確認書の使用状況

(R1年度)

センター名	要介護 になった 人数(A)	事業者 未決定 人数(死 亡等) (B)	確認書 必要人 数(C)=(A)-(B)	確 認 書 あ り			確 認 書 な し							
				件 数 (D)=(E)+(F)	一 覧表提示による事 業者決定(F)		件 数 (G)=(H)+(I)+(J)+(K)	本人 拒否 (H)	本人 死亡 (I)	入院中 (J)	その他 (K)	その他の理由		
					本人希望による事業 者決定(E)									
新神戸	60	6	54	54	34	63%	20	37%	0	0%	0	0	0	
春日野	75	5	70	70	59	84%	11	16%	0	0%	0	0	0	
脇の浜	31	8	23	23	23	100%	0	0%	0	0%	0	0	0	
三宮	78	7	71	71	52	73%	19	27%	0	0%	0	0	0	
元町山手	83	11	72	72	57	79%	15	21%	0	0%	0	0	0	
ハーバーランド	45	13	32	32	19	59%	13	41%	0	0%	0	0	0	
港島	35	3	32	32	22	69%	10	31%	0	0%	0	0	0	
合 計	407	53	354	354	266	75%	88	25%	0	0%	0	0	0	

令和3年度以降のあんしんすこやかセンターの運営について

1. 圏域について …別紙のとおり

日常生活圏域にあわせて圏域を変更する。

なお、変更については、東灘区からの提案があり、令和元年度第2回神戸市地域包括支援センター運営協議会において承認されている。

2. 契約内容について

(1) 委託期間

募集条件として令和3年4月1日から令和9年3月31日まで（6年間）を予定し、契約は単年度ごとに締結する。

(2) 業務内容

①介護予防ケアマネジメント事業

②介護保険外のサービスを含む、高齢者や家族に対する総合相談支援業務

③被保険者に対する虐待の防止、早期発見等の権利擁護事業

④支援困難ケースへの対応などケアマネジャーへの支援を行う包括的・継続的ケアマネジメント業務

⑤神戸市介護予防・日常生活支援総合事業に関する業務

⑥認知症の人にやさしいまちづくりに関する業務

⑦健康寿命延伸の推進に関する業務

←介護予防普及啓発・介護予防把握事業
介護予防評価事業情報収集業務

⑧介護リフレッシュ教室開催事業に係る業務

⑨地域支え合い活動推進事業に係る業務

⑩災害に関する支援業務（新）

⑪シルバーハウジングにおける高齢者見守り事業に係る業務（※該当圏域のみ）

3. 運営法人の決定について

令和3年度以降の委託先については公募により決定する。

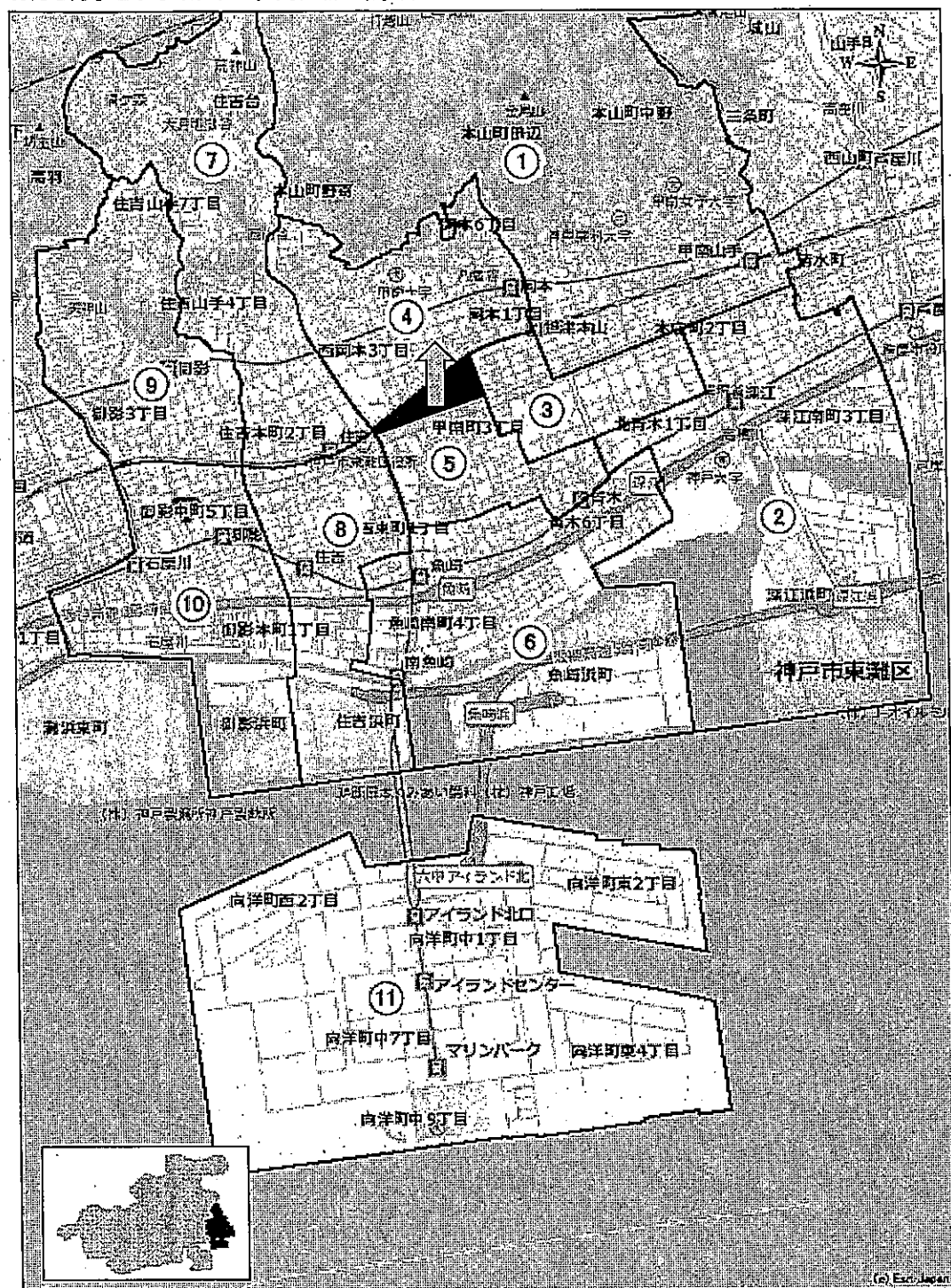
4. 今後のスケジュール

時期	内容	備考
8月13日	第2回地域包括支援センター評価委員会	選考基準の決定
8月下旬	公募要領公開	
9月上旬	公募説明会	
9月下旬 ～10月上旬	応募受付	
11月下旬	第3回地域包括支援センター評価委員会	選考
12月下旬	第2回市地域包括支援センター運営協議会	選考結果報告
3月	新法人引継ぎ	
4月	運営開始	

5. 次回の区運営協議会について（案）

公募の結果について報告するため、令和2年度第2回区運営協議会を開催する予定（書面開催を含む）。

あんしんすこやかセンター圏域地図(東灘区)



圏域 No.	現行 センター名	地名	新圏域 No.	移動先 センター名	高齢者数 (R2.6 末時点)
5	魚崎北部	田中町 3～5 丁目	4	本山西部	800 人

区運営協議会における報告事項の見直しについて（案）

1. 提案内容

本市では、平成 18 年度より区地域包括支援センター運営協議会運営要綱に基づき、区地域包括支援センター運営協議会を運営しているが、地域包括支援センターの公正性・中立性が長期間安定した状態が継続しているため、令和元年度より区地域包括支援センター運営協議会は特段の事情がない限り原則年間 1 回の実施とすることを、平成 30 年度市及び区運営協議会にて承認を得た。

（趣旨）

第 1 条 神戸市の介護保険制度において地域の様々な資源を統合した地域包括ケアを提供することを目的とし、地域における総合的なマネジメントを担う中核機関として「地域包括支援センター」を設置する。この地域包括支援センターの公正・中立性を確保するため、専門的な見地及び市民の立場から広く意見を求めることを目的として、「神戸市地域包括支援センター運営協議会」（以下「市協議会」という。）を、また、各区において、「区地域包括支援センター運営協議会」（以下「区協議会」という。）を開催する。

現在、区地域包括支援センター運営協議会において、公正・中立性の確認のため「介護予防ケアマネジメント対象者が要介護状態になった場合の取り扱い」について報告を行っているが、長期間適正な状態を維持しており、市による報告のみで確認が可能である。

ただし、確認書が必要な対象者について確認書がとれなかった場合のみ区運営協議会での報告を行うとともに、市運営協議会であわせて報告を行う。

2. 適用開始年次

令和 3 年度より上記のとおり実施することとする。

3. 介護保険法関係条文

介護保険法施行規則第 140 条の 66 第 2 号ロ

「地域包括支援センターの設置運営について」（老計発第 1018001 号、老振発第 1018001 号、老老発第 1018001 号）

